

豊富町こども計画



令和 7 年 4 月
豊富町

あいさつ

近年、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、児童虐待の深刻化、相対的貧困の増加など、こどもを取り巻く環境は厳しくなっており、同時に、子育てへの負担や不安、孤立感が高まっています。また、経済状況を取り巻く環境が依然として厳しい中、若い世代が希望どおりに結婚し、希望する数の子どもを持つことが難しくなっており、全国的に少子化の流れに歯止めがかからない状況です。

国では「こども家庭庁」が設立され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が示されました。また、国では、「子ども・子育て支援法」と関連法に基づいて、地域の子育て支援の充実やサービス量の確保と質の向上を図っています。

こどもは社会の希望であり、未来をつくる大切な宝です。少子化は、地域を含め社会全体に悪影響をもたらすことを認識したうえで、危機感を持って早急に現状の改善に取り組む必要があります。また、若い世代が安心して子育てをできるようにするには、地域社会の関わり合いや支援が不可欠であり、地域社会・地域住民の皆様と行政との協働による子育て支援の社会づくりが重要です。

豊富町では、子ども一人ひとりの個性を育み、大人たちが子どもの育ちを楽しむ力を注ぐ社会を積み上げ、子育ては親育ちであることをモットーに、子どもと親が自信を持って育み合える環境を進展させていくことを願いとしています。子どもや保護者の健やかな成長を願い、地域全体で子育てを支えることの重要性を感じ、これからも多くの町民の皆様に子育てに多種・多様な関りを持っていただき「こどもの健やかな育ちとともに 親が 地域が 育ち 未来へつなぐ こどもまんなかのまち とよとみ」を目指して取り組んで参りたいと思います。

最後に本計画の策定にあたり、ご尽力頂きました「豊富町子ども・子育て会議」の委員の皆様には、貴重なご意見・ご提言を頂きました事に感謝申し上げますとともに、事前に実施いたしましたニーズ調査にあたり、計画の基本となるご意見をいただきました町民の皆様並びに関係各位に、心から感謝とお礼を申し上げます。

令和7年4月

豊富町長 河 田 誠 一

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の概要	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	1
(3) 計画の対象	1
(4) 計画の期間	2
(5) 計画の策定体制	3
2 計画策定の背景	4
(1) 各種法令・制度の動向	4
(2) 道・町のこども・子育て支援の方向	6
第2章 豊富町のこども・子育て環境の状況	7
1 人口・世帯	7
(1) 人口の推移	7
(2) こども・若者の人口推移	8
(3) 世帯構成の変化	9
(4) 人口動態	10
2 就労の状況	11
(1) 産業構造	11
(2) 女性の就労状況	11
3 アンケート調査の結果概要	12
(1) 子育ての不安や負担、悩み	12
(2) 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の利用意向	13
(3) 子育て環境や子育て支援	15
第3章 第2期計画の評価	17
1 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の実績	17
(1) 教育・保育事業の実績	17
(2) 地域子ども・子育て支援事業の実績	18
2 次世代育成支援関連事業の実施状況	19
(1) 評価結果の概要	19
(2) 事業ごとの評価結果	20
第4章 豊富町のこども施策・子育て支援にかかる主な課題	24
(1) 子育てにかかる負担感の軽減と相談支援の充実	24
(2) すべてのこどもの健やかな育ちを支える体制の強化	24
(3) こどもの権利擁護と意見の尊重	24
(4) 地域ぐるみによる子育て支援の推進	25
(5) 子育てしやすい環境の整備とこどもの安全安心の確保	25
第5章 計画の基本的な考え方	26
1 豊富町が目指すこども・子育て支援	26

2 基本的な方向性	27
(1) 基本理念	27
(2) 基本的な視点	27
(3) 基本目標	28
3 施策体系	29
第6章 施策の展開	30
基本目標1 誕生前から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実	30
1-1 妊娠・出産支援の充実	30
1-2 乳幼児の健やかな成長に向けた支援の充実	31
1-3 ひとり親への支援の充実	32
1-4 多様で質の高い保育サービスの充実	33
1-5 子育て関連情報発信の充実	33
基本目標2 すべてのこども・若者の健やかな成長の支援	34
2-1 多様な交流・体験機会の充実	34
2-2 こども・若者の居場所づくりの推進	34
2-3 学校における多様な教育の充実	35
2-4 発達支援・障がい児施策の充実	36
2-5 思春期保健対策の充実	37
2-6 小児医療の充実	37
2-7 こども・若者の自殺対策	38
2-8 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進	38
基本目標3 こども・若者の権利擁護と意見の尊重	39
3-1 児童虐待防止対策の強化	39
3-2 こども・若者の相談窓口の充実	40
3-3 こどもの意見表明権の確保と尊重	40
基本目標4 地域ぐるみでの子育て支援の推進	41
4-1 地域による子育て支援・見守り活動の推進	41
4-2 子育て支援ネットワークづくり	41
4-3 家庭や地域の教育力の向上	42
基本目標5 安全安心で子育てしやすい環境の整備	43
5-1 こどもの交通安全の確保	43
5-2 こどもを犯罪被害等から守るための活動の推進	43
5-3 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発	44
5-4 若者の就労・結婚支援と移住・定住の促進	45
第7章 量の見込みと確保方策	46
1 教育・保育提供区域の設定	46
2 児童数の推計	46
3 教育・保育事業の量の見込みと確保方策	47
(1) 量の見込みと確保方策	47
(2) 教育・保育施設の質の向上	49

(3) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	49
(4) 認定こども園の整備に対する考え方	49
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	50
(1) 利用者支援事業	50
(2) 時間外保育事業（延長保育）	50
(3) 放課後児童健全育成事業	51
(4) 子育て短期支援事業	52
(5) 乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業	52
(6) 養育支援訪問事業	53
(7) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	53
(8) 一時預かり事業	54
(9) 病児・病後児保育事業	54
(10) 妊婦健診事業	55
(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	55
(12) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業	56
(13) 多様な主体の参入促進・能力活用事業	56
(14) 妊婦等包括相談支援事業	56
(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	56
(16) 産後ケア事業	57
(17) 子育て世帯訪問支援事業	58
(18) 児童育成支援拠点事業	58
(19) 親子関係形成支援事業	58
第8章 計画の推進	59
(1) 関係機関等との連携	59
(2) こども・若者の意見の政策反映	60
(3) 計画の達成状況の点検・評価	61
資料編	63
資料1 遊具設置に関するこどもアンケート調査の結果	63
資料2 施策一覧	64
資料3 用語解説	66
資料4 計画策定組織について	69

「こども」の表記について

「こども」の表記については、以下のような特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いています。

- ① 法令に根拠がある語を用いる場合
- ② 固有名詞を用いる場合（既存の予算事業名や組織名等）
- ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その権利が守られ、生涯にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。令和5年12月には、こども基本法に基づく「こども大綱」が閣議決定されました。こども大綱では、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等が一元的に定められています。また、国は、こども大綱に基づき具体的に取り組む施策を「こどもまんなか実行計画」としてとりまとめています。

本町では、令和2年度を初年度とする「第2期豊富町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、こども・子育て支援に関する施策を推進してきました。第2期計画が令和6年度末で計画期間を満了することから、次期計画を策定するにあたり、本町においても「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども基本法に基づく「こども計画」として、こどもの貧困対策やこども・若者支援を含めた新たな「豊富町こども計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」に位置付けられ、これらを一体的に策定します。

町政の最上位計画である「第5次豊富町まちづくり計画」及び国・道のこども施策・子育て支援の方向性を踏まえるとともに、本町における関連分野の個別計画との整合性を図るものとします。

(3) 計画の対象

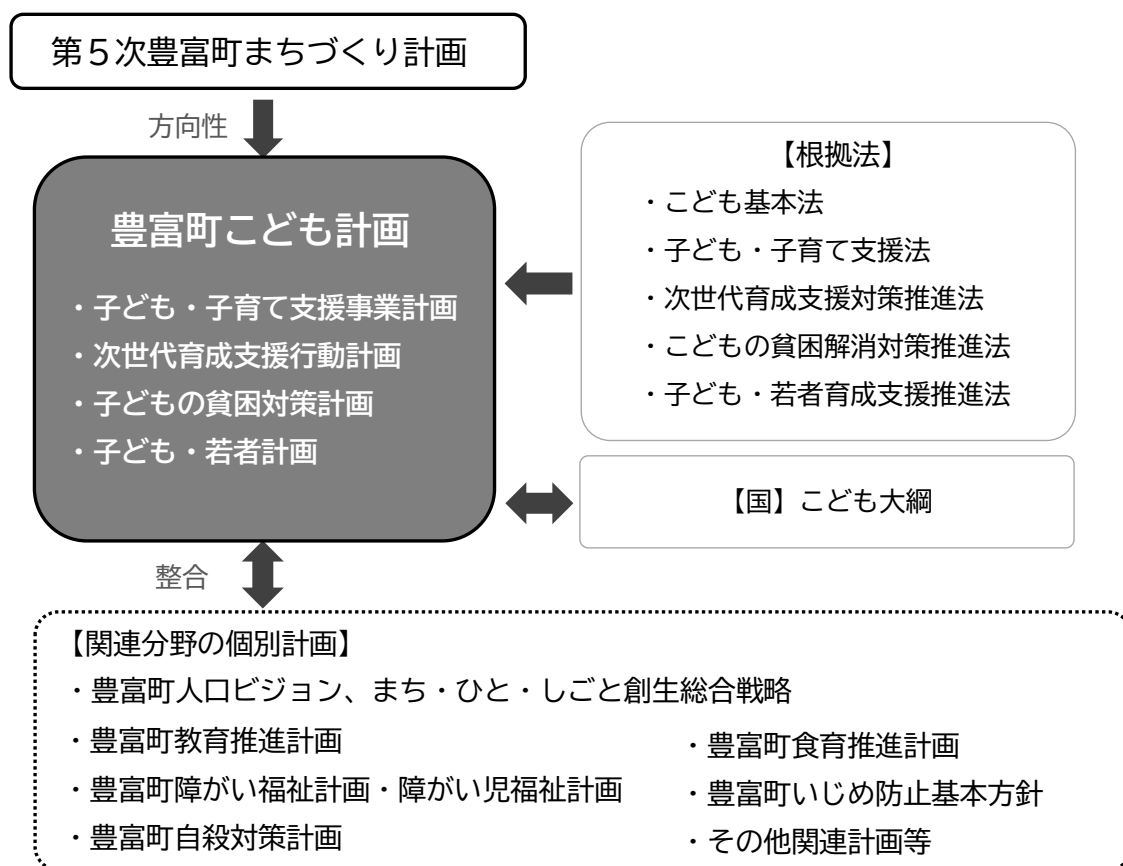
本計画は、すべてのこども・若者と子育て当事者を対象とします。「こども」を乳幼児期から思春期までの者とし、「若者」を思春期、青年期から概ね39歳までの者とします。なお、思春期は施策等によって「こども」「若者」にそれぞれ該当する部分があります。

※「こども基本法」では、「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされています。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう支えていくことを示したものであり、こどもが、若者になり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。本計画においても、こども基本法の趣旨にのっとり、こども・若者に対する切れ目のない支援を行っていきます。

■計画の対象

乳幼児期 義務教育年齢に 達するまで	学童期 小学生	思春期 中学生～ 概ね18歳	青年期 概ね18歳～ 概ね30歳	ポスト青年期 概ね30歳～ 概ね39歳
こども				
		若者		

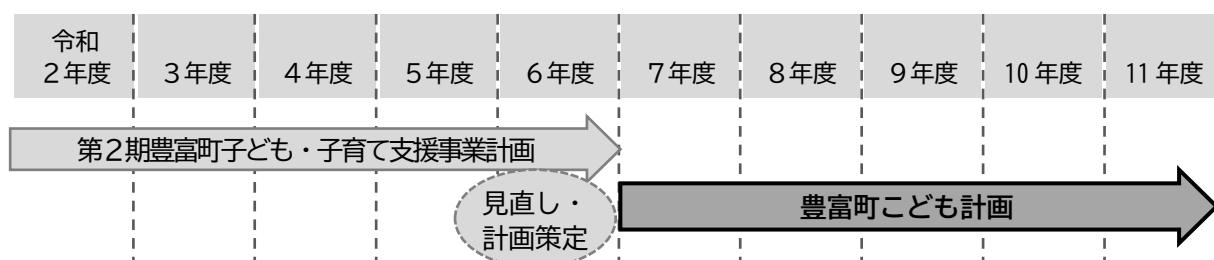
■計画の位置づけ



(4) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

計画期間中に大きな社会情勢の変化や制度の変更、実態と計画との大きな乖離が生じた場合等には、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。



(5) 計画の策定体制

①子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第 77 条に定められている「豊富町子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

②子ども・子育て会議準備会

庁内関係部署の取組として、第 2 期計画に基づき各事業の進捗状況の把握や課題を整理したうえで計画内容、事業運営、施策推進について、子ども・子育て会議へと諮り、関係団体との情報の共有や連携を強化し、子育て支援に必要な環境の整備を進めました。

③アンケート調査の実施

就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握するとともに、子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ることを目的として、「豊富町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」を実施しました。

[実施概要]

- 調査対象：就学前児童のいる保護者及び小学生のいる保護者
- 調査期間：令和 5 年 12 月 8 日 ～ 12 月 22 日
- 配付・回収：

種別	配付数	回収数	回収率
就学前児童保護者	93 票	77 票	82.8%
小学生保護者	115 票	83 票	72.2%



2 計画策定の背景

(1) 各種法令・制度の動向

① こども基本法の制定

こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。同法では、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

【こども基本法における6つの基本理念】

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- 3 年齢や発達程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること
- 4 すべてのこどもは年齢や発達程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先されて考えられること
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

② 子ども・子育て支援制度の改正

「こども未来戦略」（令和5年12月閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和6年6月に成立しました。主な改正点は下記のとおりです。

ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化	・児童手当の拡充 ・妊婦のための支援給付の創設 等
すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充	・妊婦等包括相談支援事業の創設 ・こども誰でも通園制度の創設 ・産後ケア事業の地域子ども・子育て支援事業への位置づけ ・ヤングケアラーを子ども・若者支援の対象として明記 等
共働き・共育での推進	・出生後休業支援給付、育児時短就業給付の創設 ・自営業・フリーランス等の育児期間における国民年金保険料免除措置の創設
子ども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）の創設	
子ども・子育て支援金制度の創設	

③ 次世代育成支援対策

次代の社会を担うこどもの健全な育成を支援するため、平成 17 年に施行された 10 年間の時限立法「次世代育成支援対策推進法」が令和 6 年に改正、令和 17 年 3 月 31 日まで延長されました。

④ 児童虐待防止

令和 4 年 6 月に児童福祉法が改正されました。主な改正点は以下のとおりです。

- ・市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置の努力義務化
- ・すべての子育て世帯やこどもが身近に相談できる「地域子育て相談機関」の設置の努力義務化
- ・「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」の創設

⑤ 障がい児支援施策

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童の健全な成長を図るとともに、その家族の離職を防止するため、令和 3 年 6 月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が成立しました。

⑥ こどもの貧困対策

令和元年 6 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が一部改正され、「子どもの貧困対策に関する大綱」の見直しが行われました。令和 6 年 6 月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改称され、その目的や基本理念の充実等が盛り込まれています。

⑦ 地域共生社会の実現

令和 2 年 6 月の社会福祉法の改正により「重層的支援体制整備事業」が創設され、令和 3 年 4 月より施行されています。

【重層的支援体制整備事業の概要】

市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の 3 つの支援を一体的に実施

- ・包括的相談支援事業
- ・参加支援事業
- ・地域づくり事業
- ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ・多機関協働事業

⑧ 雇用・就労関連

令和 6 年 5 月に育児・介護休業法が改正されました。主な改正点は以下のとおりです。

- ・子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現させるための措置の拡充
- ・育児休業取得状況の公表義務の対象拡大

(2) 道・町の子ども・子育て支援の方向

① 第四期北の大地☆子ども未来づくり北海道計画

北海道では、都道府県子ども・子育て支援事業計画等に位置付けられる計画として、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第四期北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」を策定しました。

計画では「結婚や出産を望む全ての人々の希望がかなえられ、子どもたちが幸せに育つことのできる地域社会の実現」を基本目標に掲げ、こどもの健やかな成長に適した豊かな自然環境など、北海道の特性を十分生かしながら、「安心して子どもを生み育てることができる環境」、「子どもが健やかに成長できる環境」の2つの環境づくりを進めています。

② 第5次豊富町まちづくり計画

令和元年度から令和10年度を計画期間とする「第5次豊富町計画」では、下記のまちづくりの使命と6つの基本目標を掲げています。また、関連する主な施策分野及びその基本方針は下記のとおりです。

【まちづくりの使命】

つなぐ

【基本目標】

- 1 既存産業の継続発展と新たな創造的な産業の創造
- 2 地域特性を活かした人を呼び込むまちの価値の創造・向上
- 3 暮らしを支える快適な生活環境づくり
- 4 安心安全に暮らし続けることができる仕組みの構築
- 5 まちへの誇りを育む地域と人づくり
- 6 効率的・計画的な行財政の運営

【関連する主な施策分野】

- | |
|------------|
| 14 保健・医療 |
| 18 子ども・子育て |
| 20 防災・交通安全 |
| 21 家庭教育 |
| 22 学校教育 |

【基本方針】

健康づくりの推進／保健体制の充実／医療体制の充実
子育て支援の充実／保育及び子育て環境の向上／就学前からの切れ目のない児童福祉・教育の推進／関連機関と連携したさまざまな交流機会の創出
地域防災体制の充実／交通安全対策の強化
各関係団体と連携した学習・相談機会の提供／人材育成と家庭教育支援の充実
期待と信頼による学校づくりの推進／社会で活躍する確かな学力、資質・能力の育成／特別支援教育の充実／主体的に考え判断する豊かな心の育成／人生の基盤となる健やかな体の育成／学びを活かす教育環境づくりの推進



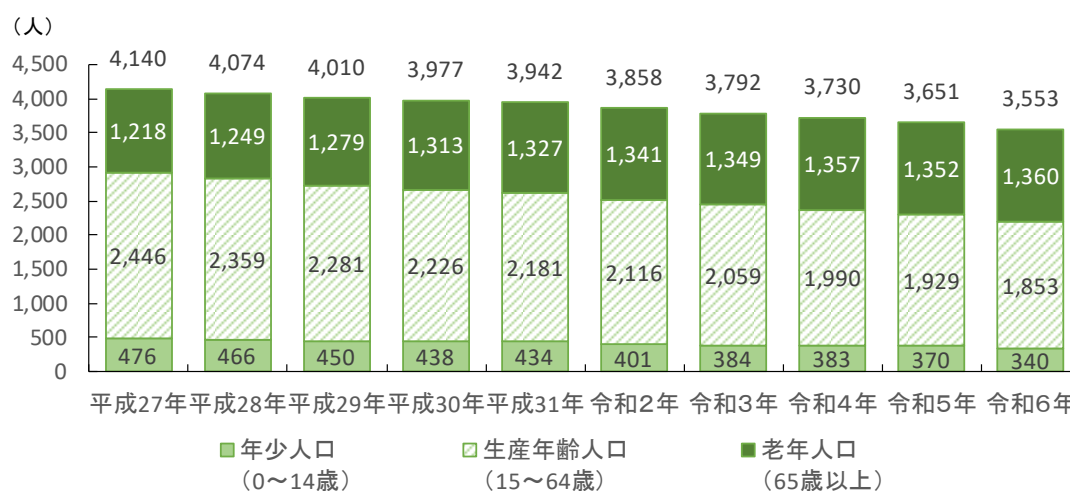
第2章 豊富町のこども・子育て環境の状況

1 人口・世帯

(1) 人口の推移

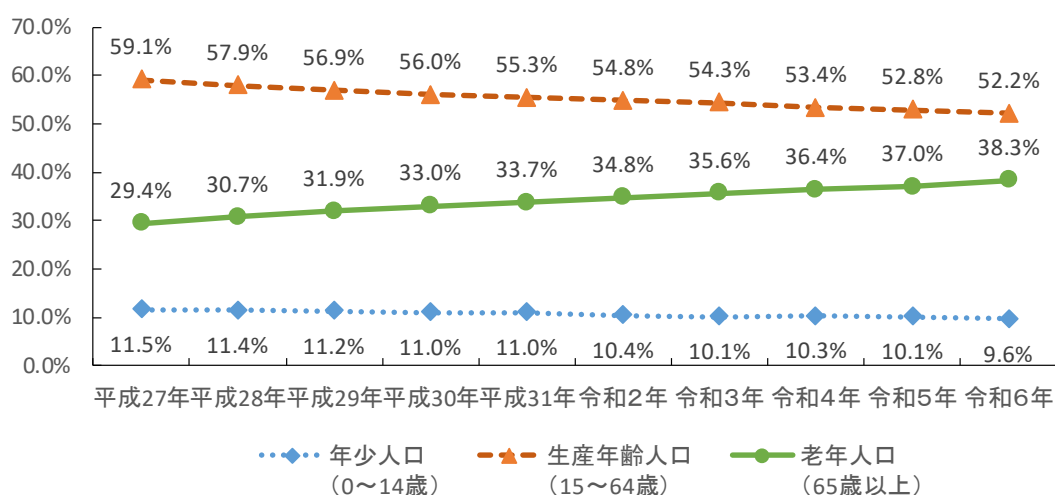
本町の総人口は平成27年以降、一貫して減少傾向にあります。年少人口は、平成27年の476人から令和6年には340人と9年間で136人（28.6%）減少しています。生産年齢人口も減少傾向にあり、今後も少子化が一定的に進行することが見込まれます。一方、老年人口は増加し、高齢化率も年々上昇してきており、令和6年時点で高齢化率が38.3%となっています。

■年齢3区分別人口の推移



出典：住民基本台帳（各年4月1日）

■年齢3区分別人口割合の推移



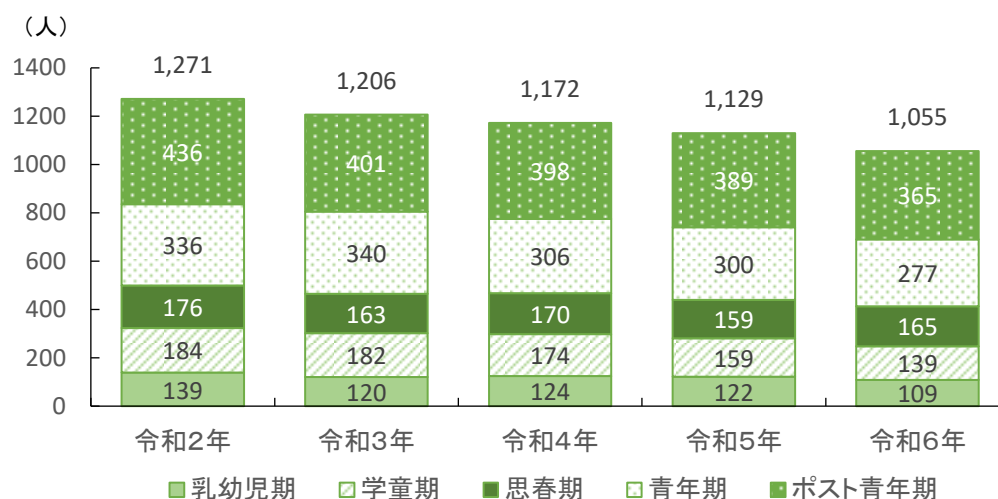
出典：住民基本台帳（各年4月1日）

(2) こども・若者の人口推移

本町のこどもの人口は令和2年以降、一貫して減少傾向にあります。こども・若者の人口は令和2年には1,271人でしたが、令和6年には1,055人となっています。また、ライフステージ別※においても、すべての年齢で減少となっており、思春期以外では4年間で2割前後の減少となっています。

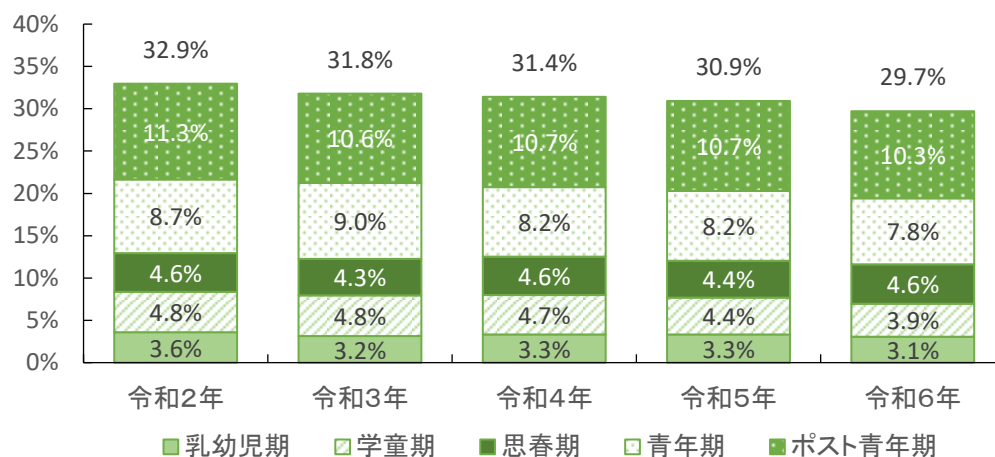
総人口に対するこども人口割合も同様に減少しており、令和2年から3.3ポイントの減少となっています。

■ライフステージ別の人口推移



出典：住民基本台帳（各年4月1日）

■総人口に対する人口割合の推移



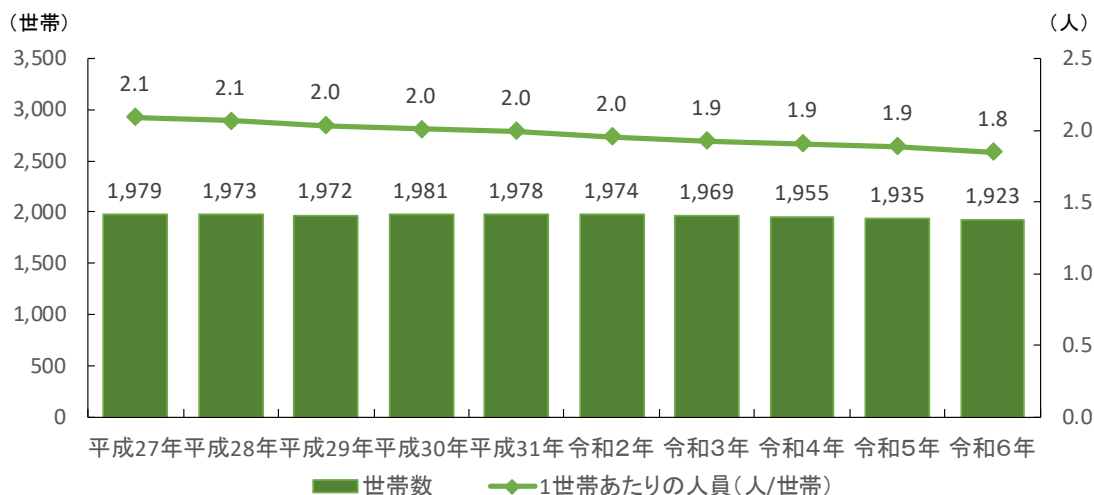
出典：住民基本台帳（各年4月1日）

※ライフステージ別の年齢は、乳幼児期（0～5歳）、学童期（6～11歳）、思春期（12～17歳）、青年期（18～29歳）、ポスト青年期（30～39歳）で整理しています。

(3) 世帯構成の変化

本町の総世帯数は、令和3年ごろまで概ね1,970～1,980世帯で推移していましたが、その後は減少傾向となり、令和6年には1,923世帯となっています。1世帯あたり人員は年々減少し、平成27年の2.1人から令和6年には1.8人まで減少しています。

■総世帯数及び1世帯あたり人員の推移



出典：住民基本台帳（各年4月1日）

世帯構成の推移をみると、単独世帯が大きく増加する一方、核家族世帯、3世代世帯が減少しています。少子化に伴い、6歳未満の子どもがいる世帯やひとり親世帯が減少してきています。こどものいる世帯のうち、核家族世帯の割合が8割前後となっていますが、北海道や全国と比べると、その割合は低くなっています。

■世帯構成の推移及び道・全国との比較

	豊富町				北海道	全国
	平成22年		令和2年		令和2年	令和2年
	世帯数	割合	世帯数	割合	割合	割合
一般世帯	1,850	—	1,938	—	—	—
単独世帯	582	31.5%	848	43.8%	40.5%	38.0%
核家族世帯	1,056	57.1%	931	48.0%	53.6%	54.1%
6歳未満の子どもがいる世帯	160	8.6%	100	5.2%	6.3%	7.6%
うち核家族世帯	131	81.9%	83	83.0%	92.1%	89.3%
18歳未満の子どもがいる世帯	379	20.5%	266	13.7%	16.6%	19.3%
うち核家族世帯	298	78.6%	210	78.9%	90.1%	86.7%
母子世帯	35	1.9%	27	1.4%	1.5%	1.2%
うち6歳未満の子どもがいる世帯	10	28.6%	1	3.7%	16.1%	17.0%
父子世帯	5	0.3%	4	0.2%	0.1%	0.1%
うち6歳未満の子どもがいる世帯	—	—	—	—	7.1%	7.6%
3世代世帯	125	6.8%	82	4.2%	2.4%	4.2%

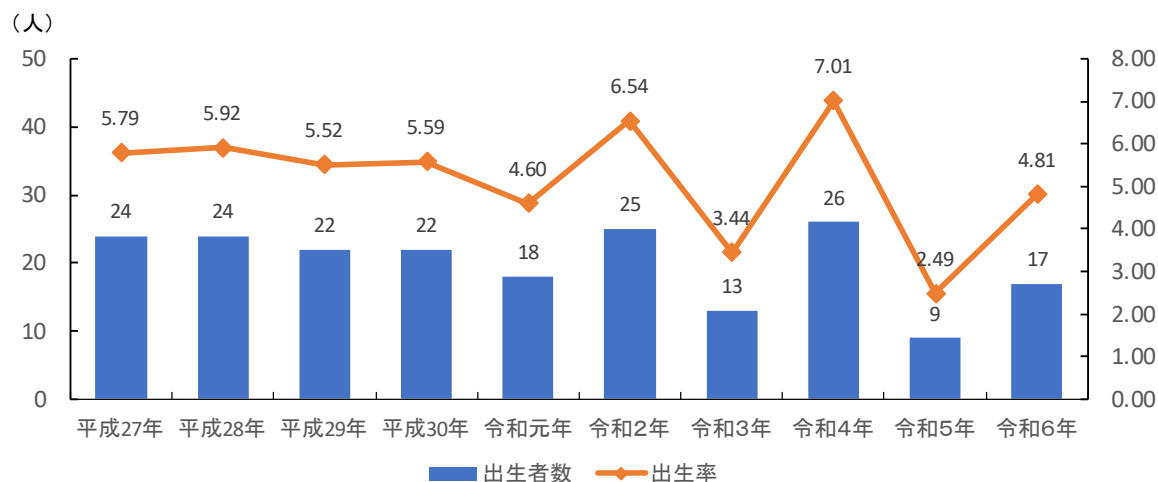
出典：国勢調査

(4) 人口動態

① 出生の状況

出生数の推移をみると、ここ数年は年によって増減が大きくなっていますが、総体として減少傾向にあり、令和6年の出生数は17人となっています。

■出生数・率の推移

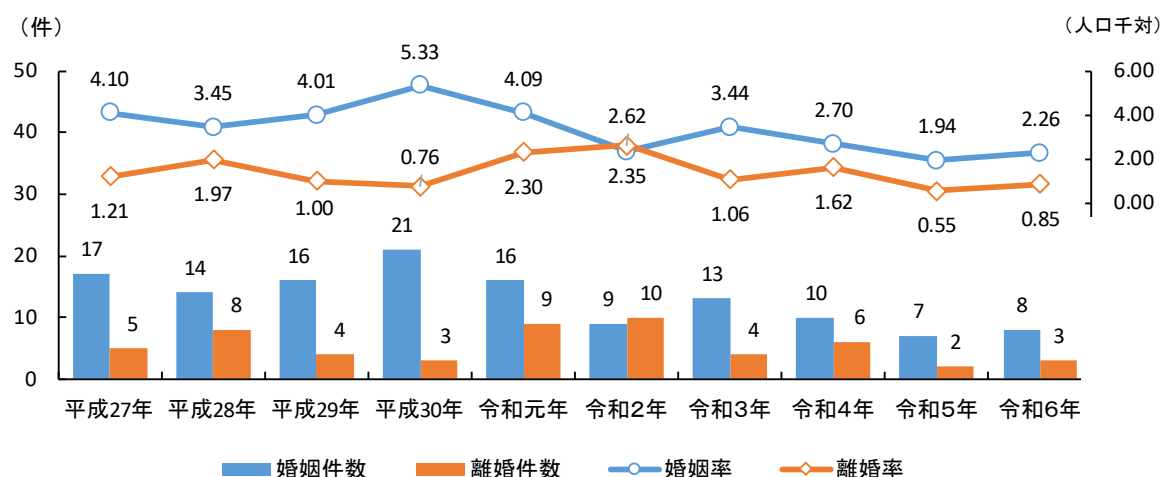


出典：住民基本台帳（各年1月1日～12月31日）

② 婚姻・離婚の状況

婚姻数・率（人口千人あたり婚姻数）は、平成30年以降、減少傾向がみられます。離婚件数・率（人口千人あたり離婚数）は年によって増減していますが、総体して概ね横ばいで推移しています。

■婚姻数・率及び離婚数・率の推移



出典：住民基本台帳（各年1月1日～12月31日）

2 就労の状況

(1) 産業構造

産業別の就業者数をみると、第一次産業従事者の割合が男女ともに2割を超えており、北海道や全国と比べて高い割合となっています。一方、第三次産業従事者の割合は、北海道や全国と比べて男女ともに低くなっています。

■産業別就業者数・割合の状況（令和2年）

	豊富町				北海道		全国	
	男性		女性		男性	女性	男性	女性
第一次産業	323	23.7%	190	21.1%	7.3%	6.0%	3.8%	2.9%
第二次産業	377	27.7%	96	10.7%	22.5%	9.5%	30.7%	13.7%
第三次産業	656	48.1%	609	67.7%	67.6%	81.6%	62.6%	80.2%

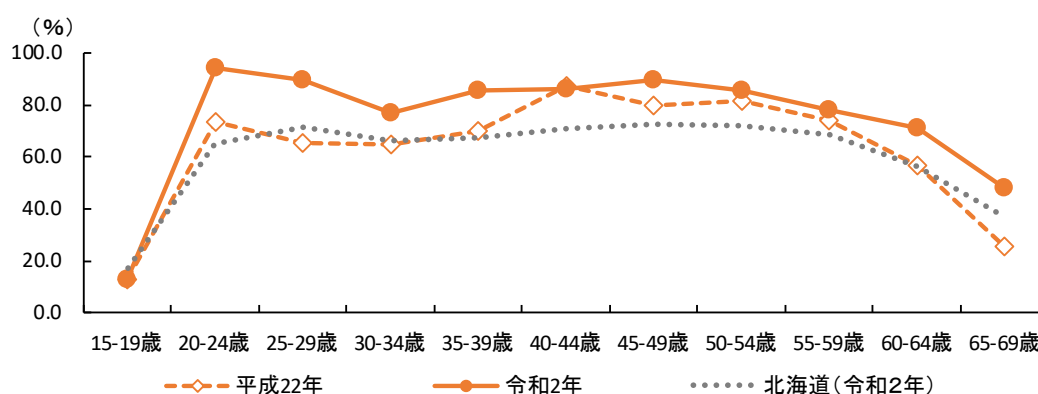
出典：国勢調査

(2) 女性の就労状況

ここ20年間で女性の年齢別労働力率は上昇しています。特に20～39歳の労働力率が大きく上昇しており、子育て世帯の落ち込み（M字カーブ）がゆるやかになってきています。北海道と比べると、すべての世代で高い労働力率となっています。

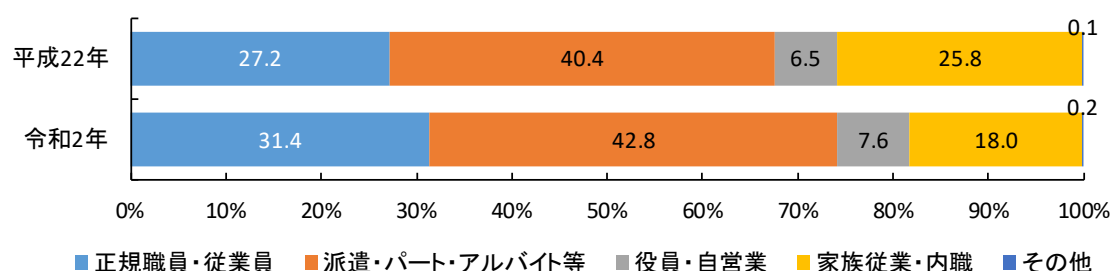
女性の従業上の地位の推移をみると、「正規職員・従業員」の割合が増加し、「家族従業・内職」の割合が減少しています。

■女性の年齢別労働力率の推移



出典：国勢調査

■女性の従業上の地位の構成比の推移



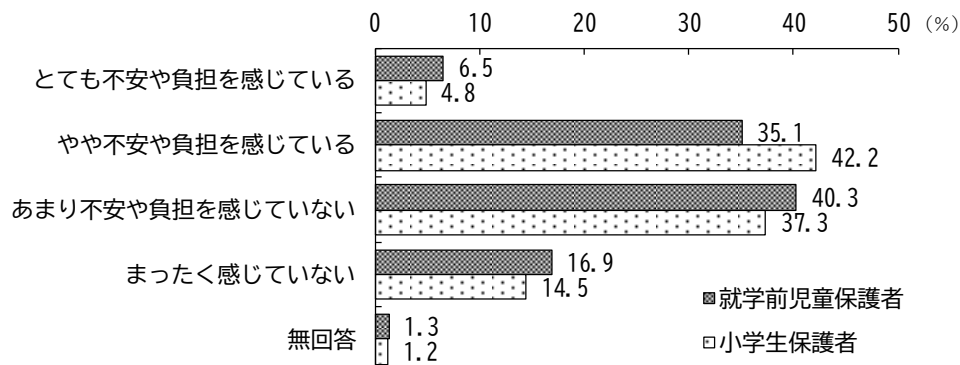
出典：国勢調査

3 アンケート調査の結果概要

(1) 子育ての不安や負担、悩み

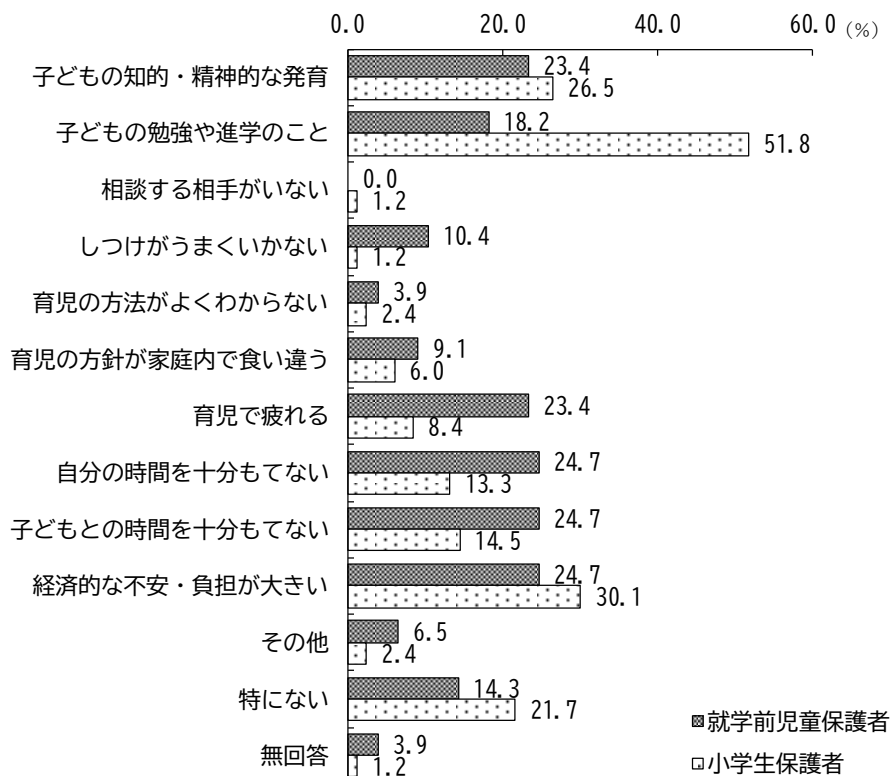
子育てに不安や負担を「とても感じている」人は、就学前児童保護者で6.5%、小学生保護者で4.8%となっています。「やや感じている」人を合わせると4～5割の人が不安や負担を感じていると回答しています。

■子育てに不安や負担を感じているか



子育ての悩みについて、就学前児童保護者では「自分やこどもとの時間が十分に取れない」、「経済的な負担」、「こどもの知的・精神的な発育」、「育児で疲れる」等、小学生保護者では「こどもの勉強や進学のこと」、「経済的な負担」、「こどもの知的・精神的な発育」の割合が高くなっています。

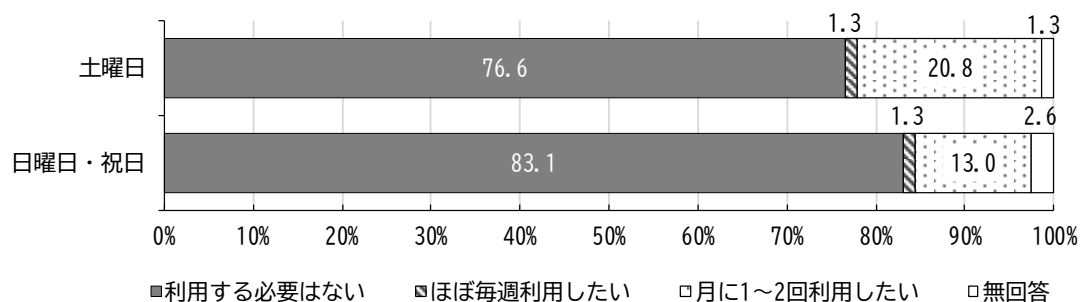
■子育ての悩み



(2) 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の利用意向

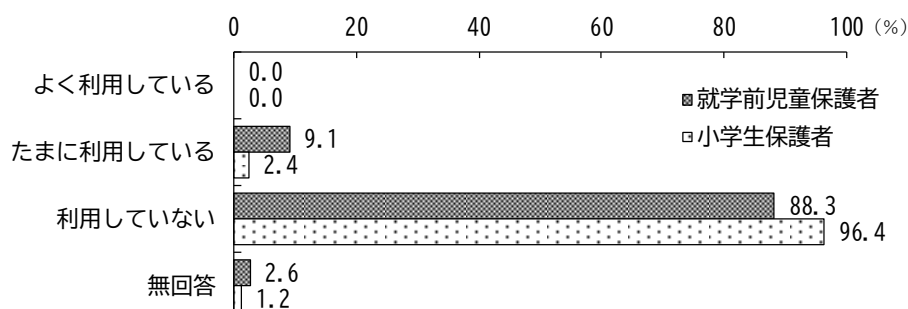
保育園の土曜日の利用については「利用する必要がない」が76.6%、「月に1～2回利用したい」人が20.8%、日曜日・祝日の利用については「利用する必要がない」が83.1%、「月に1～2回利用したい」人が13.0%となっています。

■土曜日、日曜日・祝日の保育園の利用意向

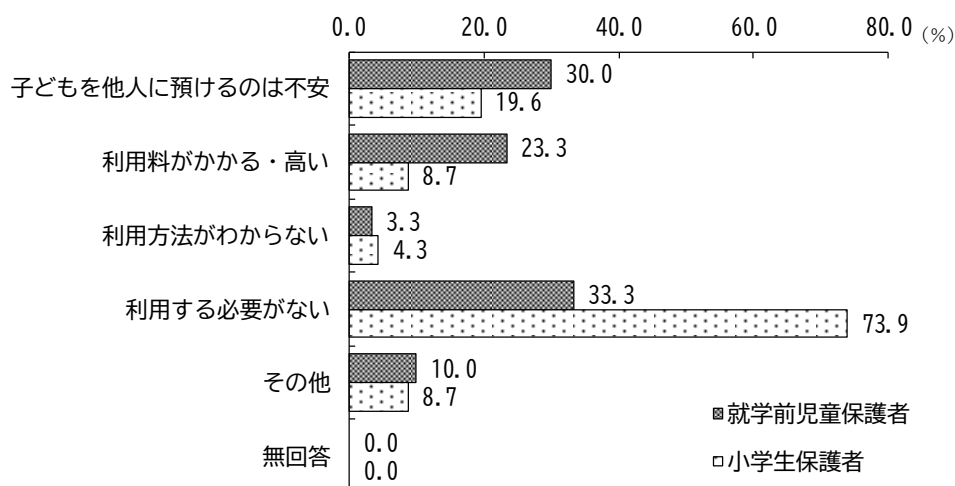


ファミリー・サポート・センターを「たまに利用している」人が就学前児童保護者で9.1%、小学生保護者で2.4%となっています。利用したいと思わない理由は、「利用する必要がない」のほか、「こどもを他人に預けるのが不安」、「利用料がかかる・高い」の割合が高くなっています。

■ファミリー・サポート・センターの利用状況

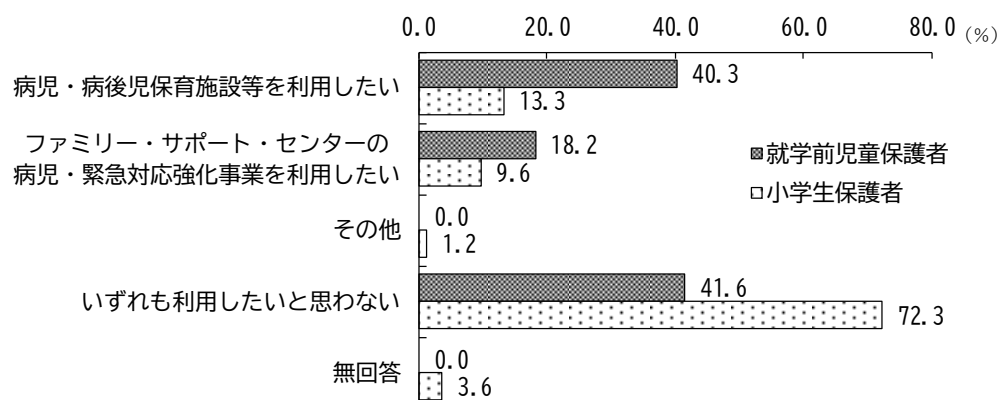


■ファミリー・サポート・センターを利用できない、したいと思わない理由



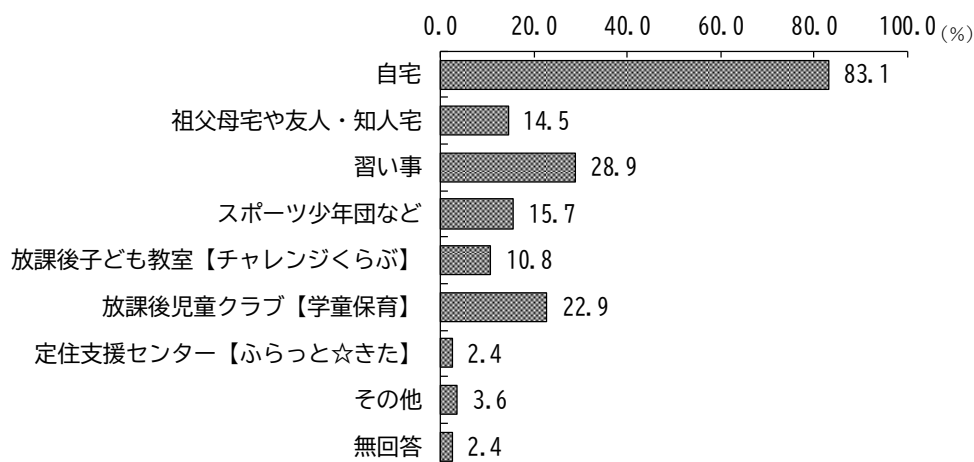
こどもが病気の際に「病児・病後児施設等を利用したい」人は、就学前児童保護者で 40.3%、小学生保護者で 13.3%、「ファミリー・サポート・センターの病児・緊急対応強化事業を利用したい」人は、就学前児童保護者で 18.2%、小学生保護者で 9.6%となっています。

■こどもが病気やけがで保育園や学校に行けなかった場合に利用したい事業



平日の放課後に過ごしている場所は、「自宅」が 83.1%で最も高く、次いで「習い事」(28.9%)、「放課後児童クラブ」(22.9%)と続いています。放課後児童クラブを利用している人に、その満足度をうかがったところ、すべての項目で利用者の約9割が『満足』と回答しています。

■平日の放課後に過ごしている場所



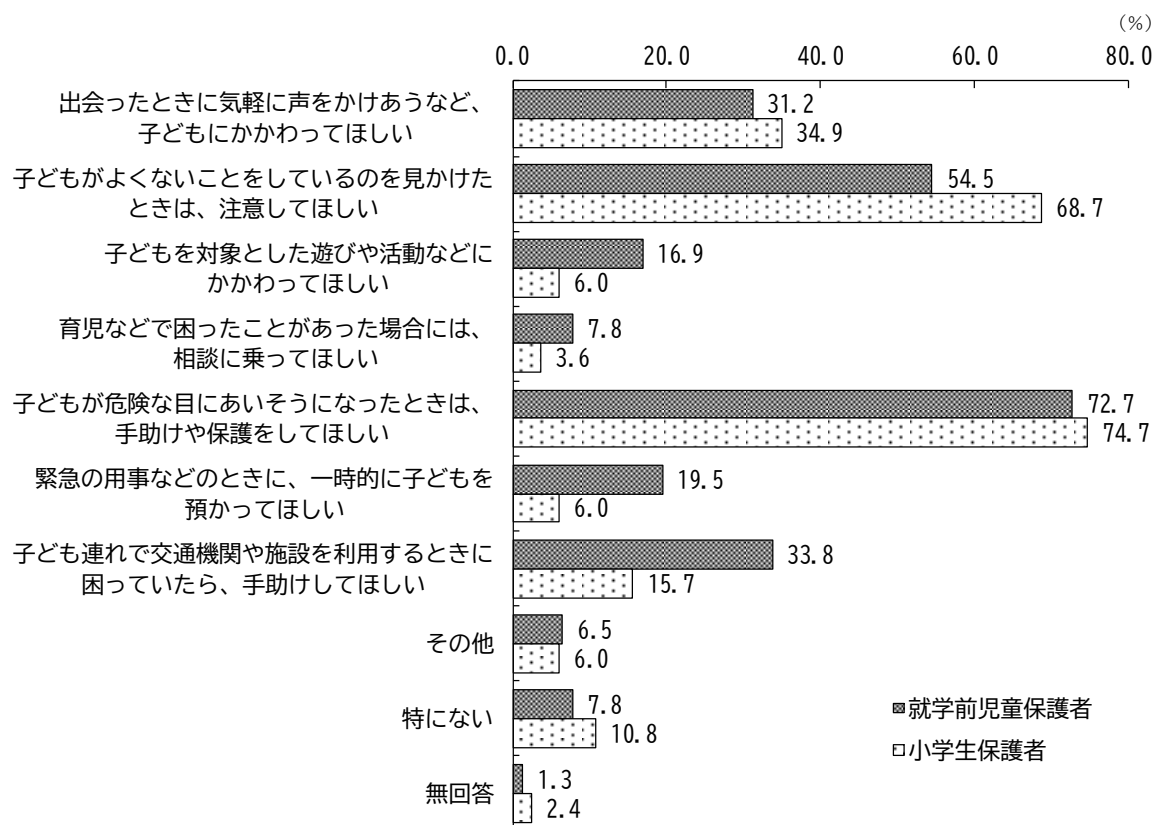
■放課後児童クラブの満足度

	大変満足	ほぼ満足	やや不満	大変不満	無回答
施設、環境	57.9	31.6	10.5	0.0	0.0
職員等の配置状況	52.6	42.1	5.3	0.0	0.0
子どもへの接し方	52.6	42.1	5.3	0.0	0.0
病気やケガの時の対応	47.4	42.1	10.5	0.0	0.0
保護者への情報伝達	52.6	31.6	15.8	0.0	0.0
悩みごとなどへの相談対応	47.4	42.1	5.3	0.0	5.3
保護者からの要望、意見への対応	47.4	42.1	5.3	0.0	5.3

(3) 子育て環境や子育て支援

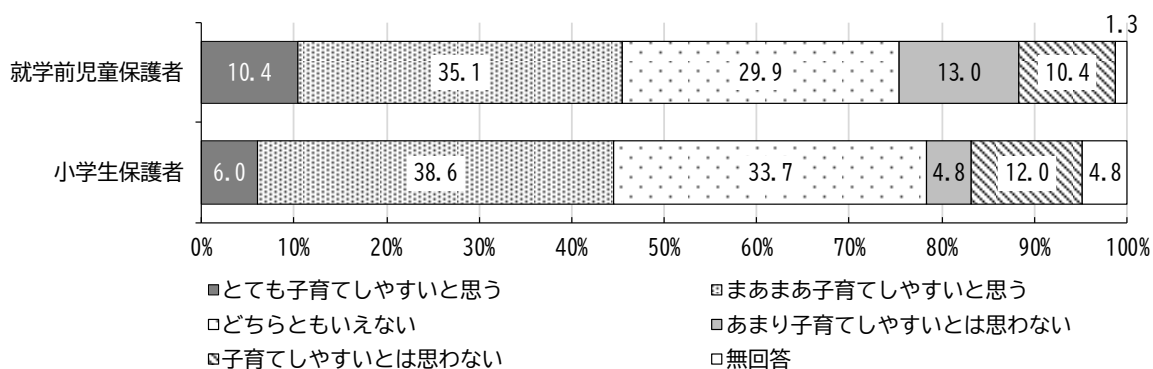
子育てをするうえで近所や地域の人に望むことは、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「こどもが危険な目にあいそうになったときは、手助けや保護をしてほしい」、「こどもがよくないことを見かけたときは、注意してほしい」の割合が高くなっています。

■子育てをするうえで、近所や地域の人に望むこと



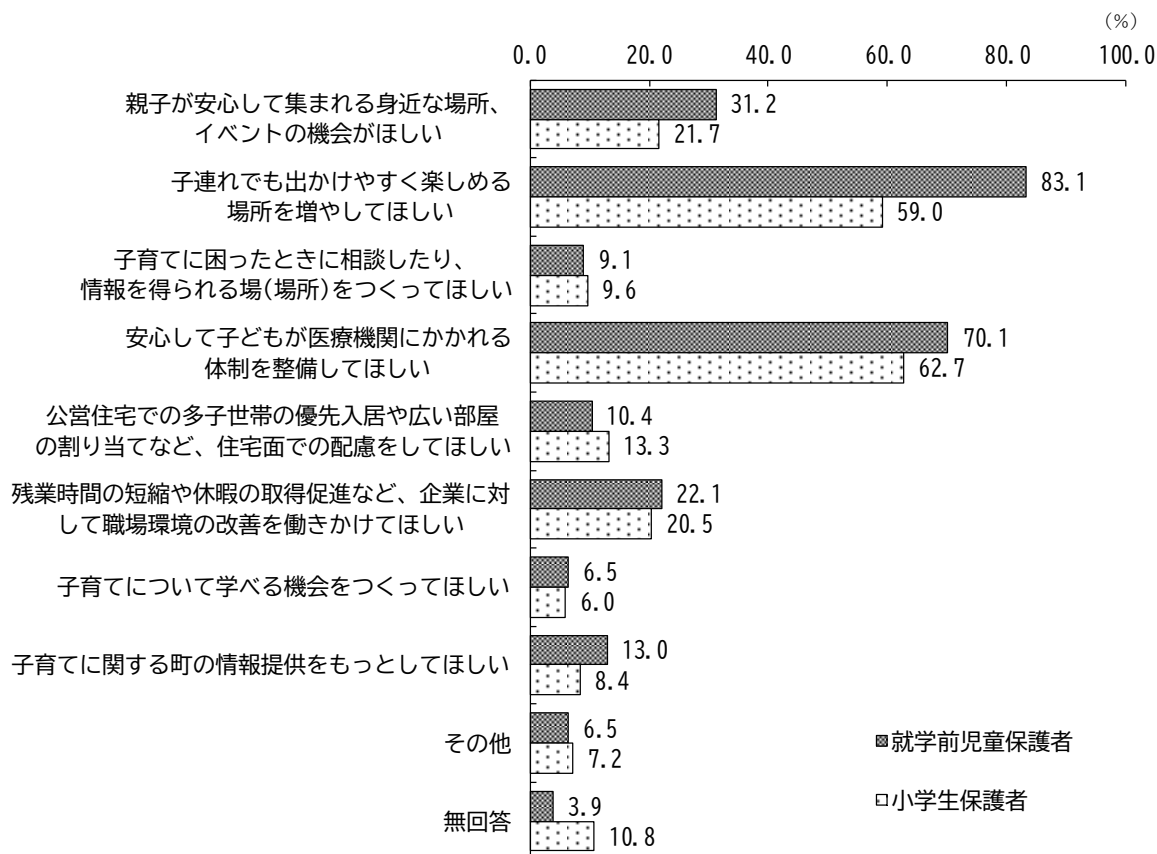
子育てのしやすさについて、「とても子育てしやすいと思う」と「まあまあ子育てしやすいと思う」を合わせた『子育てしやすいと思う』の割合が、就学前児童保護者、小学生保護者ともに4割半ばとなっています。

■居住地区は子育てしやすい環境だと思うか



町に期待する子育て支援は、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」の2項目の割合が高くなっています。

■子育てをするうえで、近所や地域の人に望むこと



第3章 第2期計画の評価

1 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の実績

(1) 教育・保育事業の実績

教育・保育事業の量の見込みに対する実績は、以下のとおりです。

ニーズ調査の結果等から1号認定を見込んでいましたが、実績はありません。2号認定は、令和2年に量の見込みを実績が上回っていますが、令和3年以降は量の見込みを下回り、55～60人で推移しています。3号認定についても、0歳、1・2歳ともに量の見込みを下回っています。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定 (3～5歳)	量の見込み	7	6	6	6	6
	実績	0	0	0	0	0
2号認定 (3～5歳)	量の見込み	69	65	68	68	67
	実績	72	55	57	60	59
3号認定 (0～2歳)	量の見込み	33	34	31	32	30
	実績	21	17	18	19	16
0歳	量の見込み	6	6	5	5	5
	実績	0	2	0	1	0
1・2歳	量の見込み	27	26	26	26	25
	実績	21	15	18	18	16
計	量の見込み	109	105	105	106	103
	実績	93	72	75	79	75



(2) 地域子ども・子育て支援事業の実績

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに対する実績は、以下のとおりです。

時間外保育事業、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業では、量の見込みを実績が上回り、乳児家庭全戸訪問事業、地域子育て支援拠点事業、妊婦健診事業では、量の見込みを実績が下回っています。

区分				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
時間外保育事業	量の見込み	実利用人数	人	5	5	5	5	5
	実績	実利用人数	人	4	3	23	14	15
放課後児童健全育成事業	量の見込み	登録者数	人	30	32	30	30	29
		低学年	人	22	24	21	22	20
		高学年	人	8	8	9	8	9
	実績	登録者数	人	67	49	51	40	39
		低学年	人	41	33	35	27	21
		高学年	人	26	16	16	13	18
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	量の見込み	訪問実人数	人	21	21	20	20	20
	実績	訪問実人数	人	24	23	25	6	15
地域子育て支援拠点事業	量の見込み	延べ利用回数	人回	1,780	1,753	1,726	1,699	1,672
	実績	延べ利用回数	人回	689	685	1,042	1,313	900
一時預かり事業	量の見込み	延べ利用日数	人日	360	355	349	344	338
	実績	延べ利用日数	人日	342	694	247	598	500
妊婦健診事業	量の見込み	延べ受診件数	件	294	294	294	280	280
	実績	延べ受診件数	件	234	281	197	149	157
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	量の見込み	実施件数	人日	-	-	-	-	-
	実績	依頼会員	人	-	-	-	22	20
		提供会員	人	-	-	-	5	5
		両方会員	人	-	-	-	2	3
		実施件数	人日	-	-	-	109	50



2 次世代育成支援関連事業の実施状況

(1) 評価結果の概要

第2期計画に掲げている事業について、当該事業を主体的に実施する担当課が、目標の達成度の状況について自己評価を行いました。

評価の基準は以下のとおりです。

■評価基準

S	計画以上に取り組み、成果があった
A	概ね計画どおりに取り組み、成果があった
B	概ね計画どおりに取り組んだが、成果が少なかった
C	計画どおりに取り組むことができなかった

全 63 事業中「A」評価が 53 事業（84.1%）、「B」評価が7事業（11.1%）、「C」評価が3事業（5.4%）でした。「S」評価は0事業であったものの、「A」「B」評価が全体の 95.2%を占め、全体として進捗状況は良好であったと評価できます。

基本目標		評価（R5）				
		S	A	B	C	計
基本目標 1	家庭の子育てへの支援目標	0	33	1	0	35
基本目標 2	仕事をしながら子育てをしている人への支援目標	0	4	0	2	6
基本目標 3	親と子が共に学び育つ環境づくりのための支援目標	0	6	2	1	9
基本目標 4	すべての子どもたちが安心して育つための安全な環境づくりの目標	0	8	3	0	11
基本目標 5	地域全体で地域の特色を生かしながら次世代を育てるための目標	0	2	1	0	3
計		0	53	7	3	63

※2課以上が所管する事業について、評価が異なる場合は評価の低い方でカウントしています。

※再掲の事業分はカウントしていません。



(2) 事業ごとの評価結果

事業ごとの評価結果は、以下の通りです。

支援目標				
	基本方針	事業名称	担当課	評価
1. 家庭の子育てへの支援目標				
(1) 地域における子育て支援サービスの充実	1	放課後児童健全育成事業	教育委員会	A
	2	放課後子ども教室推進事業	教育委員会	A
	3	地域子育て支援拠点事業	保育園	A
	4	子育て情報の提供	保育園	A
	5	利用者支援	保育園	A
	6	乳児紙おむつ等購入助成事業	町民課	A
(2) 子育て支援のネットワーク作り	7	民生委員・児童委員活動	町民課	A
	8	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	町民課	A
(3) 世代間交流の推進	9	保育園地域活動事業	保育園	A
(4) 子どもや母親の健康の確保	10	母子健康手帳交付及び妊婦健康診査公費負担事業(妊婦健診)	保健推進課	A
	11	妊婦精密検査公費負担事業	保健推進課	B
	12	妊婦健康診査受診交通費助成事業	保健推進課	A
	13	妊婦健康相談及び妊婦電話相談	保健推進課	A
	14	パパママ教室	保健推進課	A
	15	妊産婦・新生児・乳児訪問	保健推進課	A
	16	乳児健康診査	保健推進課	A
	17	乳児健康相談	保健推進課	A
	18	ブックスタート事業	教育委員会 保健推進課 保育園	A
	19	のびのび教室	保健推進課 保育園	A
	20	幼児(1歳6か月・3歳児)健診	保健推進課	A

		21	2歳児健康相談	保健推進課	A
		22	幼児訪問	保健推進課	A
		23	歯科保健対策	保健推進課 保育園 教育委員会	A
		24	遊びの教室「コアラの会」「ぐんぐん（休止）」	保健推進課 保育園 町民課	A
		25	虐待予防アセスメント事業	保健推進課 町民課 保育園	A
		26	こころの健康の推進事業	保健推進課 町民課	A
	(5) 思春期保健対策の充実	27	性教育の実施	教育委員会	B
		28	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施	保健推進課 教育委員会	A
	(6) 小児医療の充実	29	予防対策事業	保健推進課 教育委員会 国保診療所	A
		30	乳幼児等医療費助成事業	保健推進課	A
	(7) 児童虐待防止対策の充実	31	児童虐待早期発見事業	保健推進課 町民課 保育園	A
		32	児童相談に関する体制強化	町民課 他	A
	(8) ひとり親家庭等の自立支援の推進	33	ひとり親家庭等の相談	町民課	A
	(9) 障がい児施設の充実	34	遊びの教室「コアラの会」「ぐんぐん（休止）」（再掲）	保健推進課 保育園 町民課	A
		35	早期療育通園センター（稚内市）事業	保健推進課 町民課	A
	2. 仕事をしながら子育てをしている人への支援目標				
	(1) 保育サービスの充実	36	保育園環境整備事業	保育園	A
		37	休日保育事業	保育園	C
		38	延長保育事業	保育園	A
		39	障がいのある子どもの保育事業	保育園	A
		40	一時預かり事業	保育園	A
		41	病児・病後児保育事業	保育園	C
	(2) 多様な働き方の実現及び・男性を含めた働き方の見直し等	-			
	(3) 仕事と子育ての両立の推進	42	放課後児童健全育成事業（再掲）	教育委員会	A
		43	保育園環境整備事業（再掲）	保育園	A
		44	休日保育事業（再掲）	保育園	C
		45	延長保育事業（再掲）	保育園	B

3. 親と子が共に学び育つ環境づくりのための支援目標

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	46	総合的な学習	教育委員会	A
	47	スクールカウンセラー等の相談体制の充実	教育委員会	B
	48	生徒指導の充実	教育委員会	A
	49	特別支援教育の充実	教育委員会	A
	50	地域学校協働本部事業	教育委員会	A
	51	食育教育の推進	教育委員会	A
	52	スポーツ少年団指導者講習会のPR・勸奨	教育委員会	B
	53	学校改築及び教職員住宅の計画的な整備の実施	教育委員会	A
(2) 家庭や地域の教育力の向上	54	地域子育て支援拠点事業（再掲）	保育園	A
	55	子育て情報の提供（再掲）	保育園	A
	56	家庭教育支援チーム	教育委員会	C
	57	スポーツ少年団指導者講習会のPR・勸奨（再掲）	教育委員会	B
(3) 次世代の親の育成	58	保育園地域活動事業（再掲）	保育園	A

4. すべての子どもたちが安心して育つための安全な環境づくりの目標

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	59	交通安全教室	町民課	A
	60	こぐまクラブ活動	保育園	A
	61	チャイルドシートの貸出事業	保育園	A
(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	62	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業(スクールガード)	教育委員会	A
	63	街路灯の新設・敷設替の支援・管理	町民課 建設課	A
	65	防犯啓発活動	町民課	B
			教育委員会	A
(3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	66	有害環境対策	教育委員会	A
	67	インターネット等における有害サイト犯罪被害の防止及び啓発	教育委員会	A
(4) 安全な道路交通環境の整備	68	安全な道路交通環境整備	町民課 建設課	B
(5) 安心して外出できる環境の整備	69	環境整備	町民課 建設課	B

5. 地域全体で地域の特色を生かしながら次世代を育てるための目標

(1) 子どもと大人が地域で共に学ぶ活動の推進	70	地域で共に学ぶ活動	町民課 保健推進課 教育委員会 保育園	A
(2) 高齢者の知恵や力の子育ち・子育てに生かす活動の推進	71	保育園地域活動事業（再掲）	保育園	A
(3) 地域の特性を生かした児童の健全育成	72	地域活動の育成	教育委員会	A
(4) 子どもと大人の地域交流場としての屋外児童公園等の環境整備	73	児童公園管理運営事業	町民課 建設課	B



豊富小学校



豊富中学校



兜沼小中学校

第4章 豊富町のこども施策・子育て支援にかかる主な課題

こども・子育てを取り巻く環境の変化やアンケート調査結果、第2期計画の評価等を踏まえ、本計画における豊富町のこども・子育て支援にかかる主な課題を以下のとおり整理しました。

(1) 子育てにかかる負担感の軽減と相談支援の充実

アンケート調査の結果から、子育てにとっても不安や負担を感じている人が一定数いることがわかりました。また、子育ての悩みや不安として、経済的負担のほか、自分やこどもとの時間が十分にとれないこと、育児で疲れることなどが上位にきています。

こうした中、国は、すべての妊産婦や子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を行う機関として「こども家庭センター」の設置を努力義務化しました。

本町においても、こども家庭センターの設置を検討し、妊娠期から子育て期にかかる悩みや不安を把握し、一人ひとりの状況に寄り添った切れ目のない包括的な相談支援体制の構築・強化に取り組んでいく必要があります。

(2) すべてのこどもの健やかな育ちを支える体制の強化

子ども・子育て支援法の改正により、「こども誰でも通園制度」が創設されました。保育園に通園していないこどもが、家庭とは異なる経験や同世代のこどもと触れ合う機会を提供することでこどもの育ちを応援するものです。

アンケート調査結果をみると、こどもの知的・精神的な発育に悩んでいる保護者の割合が多くなっています。また、町に期待する子育て支援として、こどもが安心してかけられる医療体制の整備が上位にきています。

今後は、「こども誰でも通園制度」の提供体制の確保を図るとともに、様々な機会を通じて、こどもの発育・発達に関する啓発や知識の普及に努めることが重要です。また、医療体制に対するニーズを把握しつつ、道や近隣自治体、関係機関等と連携しながら、安心してかかることができる体制について検討していく必要があります。

(3) こどもの権利擁護と意見の尊重

令和5年4月に施行された「こども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが自立した個人として等しく健やかに成長することができ、その権利が守られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しています。また、児童福祉法の改正では、児童虐待防止に向けた新たな事業が創設されています。

これら法令の趣旨を踏まえ、本町においても児童虐待防止対策などこどもの権利擁護に向けたさらなる取組の強化を図るとともに、こどもに関する施策を推進するにあたり、こどもの意見を聴取し、反映させていく仕組みづくりを進めていく必要があります。

(4) 地域ぐるみによる子育て支援の推進

核家族化の進行や近隣関係の希薄化等に伴い、子育てについて親族や隣近所に頼ったり、相談することへのハードルが高くなっています。

本町では、地域住民相互に子育てを支え合う仕組みとして「ファミリー・サポート・センター」を展開していますが、アンケート調査の結果をみると、利用したことがある人は1割程度にとどまっています。また、子育て家庭が地域の人に望むこととして、「こどもがよくないことをしているのを見かけたときは、注意してほしい」の割合が上位にきており、特に小学生保護者の約7割が回答しています。

地域ぐるみでこどもを育む意識の醸成を図りつつ、こどもの育ちや子育てを支えるための活動の活性化を図っていく必要があります。

(5) 子育てしやすい環境の整備とこどもの安全安心の確保

アンケート調査の結果から、期待する子育て支援として、子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やすことを望む保護者が多いことがわかりました。また、近年、こどもがSNS等をきっかけに被害者となる事件が全国的に発生するなど、こどもの安全安心の確保への関心が高まっており、アンケート調査でも、地域の人に望むこととして「こどもが危険な目にあいそうになったときは、手助けや保護をしてほしい」の割合が最も高くなっています。

親子が気軽に出かけ、安心して楽しく過ごすことができる場の充実に努めるとともに、防犯活動や交通安全活動、SNSの安全な利用方法の啓発など、こどもたちを犯罪や事故等の被害から守るための取組を推進していく必要があります。



第5章 計画の基本的な考え方

1 豊富町が目指すこども・子育て支援

本町が目指すこども・子育て環境の姿を以下の通り定めます。

こどもの健やかな育ちとともに
親が 地域が 育ち 未来へつなぐ
“こどもまんなか”のまち とよとみ

こどもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。そして、こども一人ひとりが権利の主体であり、すべてのこどもが個人として尊重され、基本的人権が守られるべき存在です。

こどもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりのこどもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の町の担い手を育成する基礎となる重要な未来への取組でもあります。

本町ではこれまで、こどもの健やかな成長に向けて、親・家庭及び地域がそれぞれの役割を果たしながら主体的に行動するとともに、お互いに助け合いながら、ともに育ちあうことを基本とし、「こどもの健やかな育ちとともに 親が 地域が 育ち 未来へつなぐまち とよとみ」を目指して取り組んできました。

人口減少が進み、こどもたちの姿が少なくなっていますが、地域の宝であり、次代を担うすべてのこどもが等しく健やかに成長し、権利が守られ、まちに誇りと愛着をもってまちの未来をつくっていくことができるよう、親が子育てを主体的に担うことを前提としつつ、地域全体で子育て・子育てを見守り、支える「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

※「こどもまんなか社会」とは…

すべてのこどもたちが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらずその権利が守られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のこと。

2 基本的な方向性

(1) 基本理念

本町が目指すこども・子育て支援の姿を実現するための施策の方向性として、基本理念を以下の通り定めます。

○豊富町は、こどもの幸せと健康を基本に、「社会の一員として共に歩む自覚を持ち、自分の夢や希望に向かって生きるこどもの育成」を目指します。

○豊富町は、家庭と地域との協力をもとに、「こどもが安心して育まれ、子育てしやすい環境づくり」を進めます。

○豊富町は、地域ぐるみで子育て支援に取り組み、「一人ひとりのこどもの健やかな育ち」の実現を推進します。

(2) 基本的な視点

本町におけるこども・子育て支援の基本理念を踏まえ、以下の視点に立った施策・事業を推進します。

【視点1】すべてのこどもの育ちを支える環境づくり

こどもの視点に立ち、「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本とし、すべてのこどもが健やかに成長できるよう、親や身近な大人との関わりの中で人への信頼や社会性の基盤となる人格を育成し、自我と自主性の芽生えを生きる力に育むための充実した環境づくりをさらに進めていきます。

【視点2】すべての子育て家庭を支える環境づくり

保護者が自己肯定感を持ちながらこどもと向き合える環境を整え、子育てを通じて親として成長していくことを支援し、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を推進していきます。

【視点3】地域全体が協働してこども・子育てを応援する環境づくり

すべてのこどもが健やかに成長するために、専門性の高い関係機関の一層の協力を得ながら、地域全体で助け合い、支え合いをより深め、地域ぐるみでこども自身と子育て家庭を応援する環境づくりに取り組んでいきます。

【視点4】こどもの権利を守り、意見を尊重する環境づくり

こどもが権利の主体であることを社会全体が共有しつつ、その権利を保障するとともに、こどもが自らのことについて意見を形成・表明し、その意見を尊重する意識の醸成と仕組みの構築に取り組んでいきます。

(3) 基本目標

本町が目指すこども・子育て環境の実現に向け、基本理念及び基本的な視点に基づき、本計画の基本目標を以下のとおりとします

基本目標 1 誕生前から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実

安心・安全な妊娠・出産のための支援の充実を図るとともに、子育て家庭が抱える不安や悩みに寄り添い、子育てにかかる過度な負担や孤立感を抱くことなくこどもに向き合うことができるよう、切れ目のない包括的な支援の充実を図ります。

基本目標 2 すべてのこども・若者の健やかな成長の支援

様々な学びや体験、地域の人たちとの多様な交流機会の充実を図るとともに、一人ひとりの状況や年齢、発達の状況に応じた教育・療育等により、すべてのこども・若者の心身の健やかな成長を支えます。

基本目標 3 こども・若者の権利擁護と意見の尊重

すべてのこども・若者が個人として尊重され、基本的人権が守られるとともに、年齢や発達の程度に応じて自分に関わるすべてのことに関して意見を表明する機会が確保され、その意見が尊重される地域社会づくりを推進します。

基本目標 4 地域ぐるみでの子育て支援の推進

地域全体でこどもの育ちと子育て家庭を支える意識の醸成を図りつつ、多様な主体がそれぞれの役割を果たしながら、すべてのこどもの健やかな成長を支援することができるよう、地域における子育て支援活動の活性化を図ります。

基本目標 5 安全安心で子育てしやすい環境の整備

地域全体でこども・若者を交通事故や犯罪等の被害から守るための体制の強化を図ります。また、子育て家庭のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組や若者の就労・結婚支援、移住・定住の促進など、子育てしやすい環境づくりと少子化対策を推進します。

3 施策体系

基本目標1 誕生前から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実

- 1-1 妊娠・出産支援の充実
- 1-2 乳幼児の健やかな成長に向けた支援の充実
- 1-3 ひとり親への支援の充実
- 1-4 多様で質の高い保育サービスの充実
- 1-5 子育て関連情報発信の充実

基本目標2 すべてのこども・若者の健やかな成長の支援

- 2-1 多様な交流・体験機会の充実
- 2-2 こども・若者の居場所づくりの推進
- 2-3 学校における多様な教育の充実
- 2-4 発達支援・障がい児施策の充実
- 2-5 思春期保健対策の充実
- 2-6 小児医療の充実
- 2-7 こども・若者の自殺対策
- 2-8 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

基本目標3 こども・若者の権利擁護と意見の尊重

- 3-1 児童虐待防止対策の強化
- 3-2 こども・若者の相談窓口の充実
- 3-3 こどもの意見表明権の確保と尊重

基本目標4 地域ぐるみでの子育て支援の推進

- 4-1 地域による子育て支援・見守り活動の推進
- 4-2 子育て支援ネットワークづくり
- 4-3 家庭や地域の教育力の向上

基本目標5 安全安心で子育てしやすい環境の整備

- 5-1 こどもの交通安全の確保
- 5-2 こどもを犯罪被害等から守るための活動の推進
- 5-3 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発
- 5-4 若者の就労・結婚支援と移住・定住の促進

第6章 施策の展開

基本目標1 誕生前から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実

1-1 妊娠・出産支援の充実

■施策の基本方針

母子保健事業を通じてこどもの誕生前から妊娠期、子育て期を通じて、両親やこどもが健康に過ごせるよう、すべての家庭に支援を実施していきます。

また、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を実施するために、母子保健と児童福祉分野の一体的な運営を行なう「こども家庭センター」の設置を目指していきます。センターの設置・運営をすることにより関係機関との連携を円滑にし、包括的な支援を実施していける体制を整備していきます。

■具体的な取組

事業名称	担当課	事業内容
不妊治療・不育治療費の助成	保健推進課	経済的負担が重いことから、十分な不妊・不育治療を受けることができずに、こどもを持つことを諦めざるを得ない状況にある方も少なくないことに鑑み、申請に基づき費用の助成をします。
母子健康手帳交付及び妊産婦健康診査公費負担事業（妊婦健診）	保健推進課	妊娠届出のあった妊婦に対し、母子健康手帳を交付するとともに、妊産婦が専門医から適切な指導を受けることで健康の保持、増進が図れるよう、妊婦一般健康診査受診票、超音波検査受診票を併せて交付します。
妊婦精密検査公費負担事業	保健推進課	妊婦一般健康診査の結果、妊娠高血圧症候群又は出産に直接支障を及ぼす疾患の疑いのある妊婦に対し受診票（1回分）を交付しています 妊婦が精密検査を受けられ、専門医から適切な指導を受けることで妊婦の健康の保持、増進が図れるようにしています。
妊産婦健康診査受診交通費助成事業	保健推進課	経済的な負担を解消し、妊婦が安心して健診や出産を迎えられるよう、妊婦健診、出産時、産後健診の際にかかる交通費に対し、申請に基づき助成します。
妊婦健康相談及び妊婦電話相談	保健推進課	妊婦が心身ともに健康で妊娠期を過ごすことができるように、妊娠期から出産までの間、面接や電話の方法で健康相談を実施します。
伴走型相談支援及び妊婦のための支援給付	保健推進課	妊婦及びその配偶者等に対し、面談等により情報提供や相談等を行います 併せて、妊娠や出産、子育てに関わる経済的負担を軽減するための給付を一体的に実施します。
パパママ教室	保健推進課	妊婦が心身ともに健康で妊娠期を過ごし安全な出産を迎えられるよう、妊娠期及び出産後に必要な知識や技術について、保健師、管理栄養士が講話を実施します。また、出産に向けた身体づくりのための運動を実施します。
産後ケア事業	保健推進課	産婦が助産師に育児の相談や授乳の相談をする機会を持つことにより心身の不調や育児不安を解消し、母子ともに健康を保持できるように支援します。

事業名称	担当課	事業内容
妊産婦・新生児・乳児訪問（乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業）	保健推進課	妊婦を対象に心身の健康を保ち安全な出産を迎えられるよう訪問による支援を実施します。 新生児期は生後28日以内に全出生児及び産婦を対象にまた、里帰り出産の場合は、帰町後訪問による支援を実施し、こどもの成長発達を保護者と確認し合い、保護者が安心して育児を続けていけるよう支援します。
こころの健康の推進	保健推進課 町民課	各相談場面でこころの健康に対する相談を実施し、住民のこころの健康の保持増進を図ることができるよう支援していきます。
こども家庭センターの設置・運営【新規】	町民課 保健推進課	子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能は維持した上で、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置・運営を検討します。

1-2 乳幼児の健やかな成長に向けた支援の充実

■施策の基本方針

母子保健事業等を通じて、乳幼児期のこどもの健康状態の把握や望ましい生活習慣の形成・定着を図ります。

また、子育てに関する不安や悩みを身近な場所で気軽に相談できる体制の充実を図り、保護者の立場に寄り添い必要な支援につなげます。

■具体的な取組

事業名称	担当課	事業内容
新生児聴覚検査助成事業	保健推進課	新生児が聴覚検査を受けることで、早期に適切な療育を受けられるよう、費用の全額を助成します。
乳児健康診査	保健推進課	4か月児及び6か月児を対象に健診を実施し、身体計測、問診、育児相談、栄養相談、診察の中で保護者がこどもの成長発達を確認し理解することで、こどもの成長発達を促す関わりを継続できるよう支援します。
乳児健康相談	保健推進課	9か月児12か月児を対象に健康相談を実施し、身体計測、問診、育児相談、栄養相談の中で保護者がこどもの成長発達を確認し理解することで、こどもの成長発達を促す関わりを継続できるよう支援します。
ブックスタート事業	教育委員会 保健推進課 保育園	肌のぬくもりを感じながら、言葉と心を通わす、かけがえのないひとときを「絵本」を介して持つことを応援するブックスタート事業について、9か月児乳児相談を活用し子育て支援センター保育士の協力を得てブックスタートの目的を伝え、絵本の読み聞かせを行い、絵本をプレゼントします。
のびのび育児	保健推進課 保育園	12か月までのこどもとその保護者を対象に、保護者の育児に対する疑問や不安解消の場にする、絵本や童歌を通し親子の関わり方を知る機会とすること、親子が共に交流できる場とすることを目指す。保健師・管理栄養士等による講話や個別相談、保育士による手遊び等を実施します。また、産後の身体づくりのための運動を実施します。
幼児（1歳6か月・3歳児）健診	保健推進課	対象児に身体計測、問診、育児相談、栄養相談、診察の内容で健診を実施し、保護者がこどもの成長発達を確認し理解することで、こどもの成長発達を促す関わりを継続できるよう支援します。

事業名称	担当課	事業内容
2歳児健康相談	保健推進課	対象児に身体計測、問診、育児相談、栄養相談の内容で健康相談を実施し、保護者がこどもの成長発達を確認し理解することで、こどもの成長発達を促す関わりを継続できるよう支援します。
幼児訪問	保健推進課	幼児を対象に育児相談や栄養相談を訪問により実施します。
歯科保健対策	保健推進課 保育園 教育委員会	1歳～保育園年少児に相当するこどもまでを対象に歯科検診・フッ素塗布を実施し、保護者の虫歯予防に対する知識や理解を深めるとともに、個々の状況にあった保健指導を行い、年中児～年長児は保育園でフッ化物洗口を、小学生や中学生はフッ化物洗口に加え、保健師による保健指導を行うことで、虫歯予防及び重症化予防を図ります。また、広報紙等を活用した啓発を行います。
生活習慣の形成・定着	保育園	こどもの生活リズムや朝食の状況を把握し、幼児期からの基本的な生活習慣の確立を図ります。また、保育を通じ、食を営む力の基礎を培うことを目的として食育を推進します。

1-3 ひとり親への支援の充実

■施策の基本方針

ひとり親家庭が子育てをしながら安心して生活し、働くことができるよう、就業や生活全般等に関する相談に応じるとともに、経済的負担の軽減に向けた各種制度の周知及び利用促進を図ります。

■具体的な取組

事業名称	担当課	事業内容
ひとり親家庭等の相談	町民課	子育てをする上で経済的・社会的に不安な状態にあり、家庭生活にも多くの問題を抱えているひとり親家庭等に対し、関係機関と連携し、相談指導体制の充実や社会的自立に必要な情報の提供を進めるとともに、経済的支援の充実に努めます。
ひとり親家庭等医療給付事業	保健推進課	疾病の早期発見と早期治療を促進するため、ひとり親家庭や両親のいない家庭などの母又は父及びこどもの医療費の一部を助成します。



1-4 多様で質の高い保育サービスの充実

■施策の基本方針

こどもたちの健やかな成長に資する保育の質の向上を図るとともに、多様な就労形態や働き方のニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。

■具体的な取組

事業名称	担当課	事業内容
常設保育園事業	保育園	保護者の労働又は疾病などの理由により保育の必要な児童の保育を行います。また、こどもが豊かに過ごせる保育環境づくりのために、保育士の資質向上を目的とした各種研修を実施します。
保育職員人材確保事業	保育園	保育士人材確保のため、保育士を目指す者に対して「豊富町保育士人材確保条例」に基づいた修学資金等の貸付を実施します。
保育園設備改修事業	保育園	保育園施設建設から40年が経過したため、時代にそぐわない設備の改修を実施します。
延長保育事業	保育園	ニーズ調査では、閉所時間の延長希望者がいることから、延長保育事業を保護者の就労形態に対応するよう実施します。
一時預かり事業	保育園	専業主婦家庭等の育児疲れの解消、保護者の急病や保護者の断続的な就労形態などに対応するため、事業を実施します。
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】	保育園	保護者の就労要件などを問わず6か月から満3歳未満の保育所等に通っていないこどもを保育所等の施設に通わせることができる制度を実施し、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者に対して情報提供・助言等の援助を行う「こども誰でも通園制度」を実施します。
障がいのあるこども保育事業	保育園	保護者の労働又は疾病などの理由により保育の必要な障がいのあるこどもの保育を行い、安心して保育ができる環境づくりを進めます。

1-5 子育て関連情報発信の充実

■施策の基本方針

子育てに関するきめ細かな情報について、誰もが入手しやすく、必要な人に必要な情報が確実に届くよう、様々な機会・媒体を通じた効果的な情報発信に取り組みます。

■具体的な取組

事業名称	担当課	事業内容
子育て情報の提供	保育園	子育て支援センターの活動の様子や、子育てに関する情報を町内回覧にて提供します。
利用者支援事業	保育園	教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、こどもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等を行います。
SNS等による子育て情報提供【新規】	教育委員会 保育園 保健推進課 町民課	SNS等を活用し、一人ひとりの状況やニーズに応じたきめ細かな情報提供ができる環境の整備を進めます。

基本目標２ すべての子ども・若者の健やかな成長の支援

2-1 多様な交流・体験機会の充実

■施策の基本方針

地域団体等の活動を支援し、地域における多様な交流や体験活動ができる機会の充実を図ります。

■具体的な取組

事業名称	担当課	事業内容
乳児期における世代間交流	保育園	地域の自然に触れる経験、人形劇などの芸術鑑賞、お祭りなどの地域行事に触れて感性を育んだり、日常生活における豊かな「体験」を推進します。
地域で共に学ぶ活動	町民課 保健推進課 教育委員会 保育園	定住支援センターなど地域の社会資源を活用しながら、世代間交流を進め、地域全体でともに学ぶ活動を支援する環境を促進します。
地域活動の育成	教育委員会	子ども会等の地域組織活動やその指導者の育成を図り、町内会、地域ボランティア等の協力を得て地域児童の健全な育成活動に努めます。
スポーツ少年団指導者講習会のPR・勧奨	教育委員会	(財)日本スポーツ協会等主催の講習会の案内を関係団体(スポーツ協会加盟団体・スポーツ少年団等)に流すなどのPRや資格取得の勧奨を行っており、広い分野の指導者の充実に努めます。
青少年芸術劇場開設事業	教育委員会	生の芸術に触れる機会の少ない青少年の芸術鑑賞機会の拡充と芸術に対する意識の向上を図ります。
図書室運営事業	教育委員会	本を読むことの楽しさを知り、読書の習慣を身につけることを目的として読書感想文コンクールを実施します。

2-2 子ども・若者の居場所づくりの推進

■施策の基本方針

子ども・若者が気軽に集い、安心して過ごすことができる居場所の充実を図ります。また、関係団体等が取り組む子ども・若者の居場所づくりの活動を支援し、家庭や学校以外の第三の居場所の充実を図ります。

■具体的な取組

事業名称	担当課	事業内容
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	教育委員会	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校の児童の健全育成を、登録制により放課後児童クラブを運営します。

事業名称	担当課	事業内容
放課後子ども教室推進事業	教育委員会	放課後等に小学校の空き教室等を活用して、こどもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の多様な方々の参画を得て、こどもたちと共にスポーツや文化活動などの様々な体験活動に取り組むなど、放課後におけるこどもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進します。
児童育成支援拠点事業【新規】	町民課	養育環境等に課題を抱える児童の、家庭や学校以外の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつながりを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。
公園管理運営事業	町民課 建設課 農林水産課	屋外で活動のできる、豊富町の自然を生かした環境整備を行い、こども・親子の交流の場や、地域の交流の場として育成活動に努めます。
遊び場の整備	町民課 建設課	豊富町の自然を生かした環境整備を行い、こども・親子の交流の場や、地域の交流の場として育成活動に努めます。また、遊び場を通して親子が気軽に安心して出かけられる環境を整え、安全に遊べる環境の整備に努めます。

2-3 学校における多様な教育の充実

■施策の基本方針

地域の教育的資源を活かしつつ、様々な主体との連携により、特色ある学校教育の充実を図るとともに、一人ひとりの教育的ニーズ等に応じたきめ細かな教育を推進します。

■具体的な取組

事業名称	担当課	事業内容
総合的な学習	教育委員会	各学校で創意工夫をこらした探究的な学習を通して、自ら課題を見つけ主体的に判断し、問題を解決する資質や能力を育成する学習等を重点に置き、児童生徒の生きる力を育むよう教育の充実を図ります。具体的には、学習支援地域本部の外部講師の派遣により、地域の人材など教育的資源を活用し各学校で工夫しながら特色ある様々な学習を展開していきます。
生徒指導の充実	教育委員会	各学校において、生徒指導の方針・目標及び重点を明確にした全体計画、指導計画を作成し実践力を高める指導に努めます。
地域学校協働本部事業	教育委員会	未来を担うこどもたちを健やかに育むために、学校、家庭、地域の連携協力を強化し、社会全体の協力の向上に取り組みます。 また、コミュニティスクールを設置し、本事業と併せて学校と地域、家庭の連携強化を図ります。
食育教育の推進	教育委員会	早寝早起き朝ごはんの取組と中学校の栄養教諭を中心に、望ましい食生活となるための授業の実施とバイキング給食やマナー給食を活用した指導を実施します。

事業名称	担当課	事業内容
教育施設・設備の計画的な整備の実施	教育委員会	情報教育など時代に合った教育を推進するための環境整備をはじめ、教育の充実及び安全な教育環境に向けた計画的な整備を実施します。

2-4 発達支援・障がい児施策の充実

■施策の基本方針

こどもの発達や障がいに関する知識の普及や理解促進を図るとともに、発達を促すための取組や専門的支援が必要なこどもへの支援、合理的配慮についての啓発、提供等を行います。

■具体的な取組

事業名称	担当課	事業内容
遊びの教室 「コアラの会」 「ぐんぐん」（休止中）	保健推進課 保育園 町民課	幼児健診等において、こどもの発達を促す関わりが必要と思われるこどもを対象に教室を開催し、保護者とこども、保護者・こども同士のふれあいや遊びを通して、こどもたちの言葉の発達や精神発達及び運動発達を促すとともに、こどもの成長発達に応じた関わりが継続できるように支援します。
早期療育通園センター （稚内市）事業	保健推進課 町民課	運動面、精神面、あるいは感覚面の発達において、より専門的な支援が必要と思われるこどもに対し、日常生活における基本的行動様式の確立、集団生活参加の訓練と、家族への必要な指導、助言を行い、豊かな発達と福祉の増進を図るため支援を行います。
障がいのある子ども保育事業（再掲）	保育園	保護者の労働又は疾病などの理由により保育の必要な障がいのあるこどもの保育を行い、安心して保育ができる環境づくりを進めます。
特別支援教育の充実	教育委員会	児童生徒の発達障がい等の対応として「特別支援教育支援員」の各学校への配置、特別支援学級に在籍する児童生徒に対する「特別支援教育パートナーティーチャー」の派遣事業の活用により教育支援の充実を図ります。 特別支援教育連携協議会や教育支援委員会、特別支援教育コーディネーターとの連携により、組織的な教育支援の活動を展開していきます。
家族支援の充実	保健推進課 保育園 教育委員会 町民課	子育てに関する相談支援や情報提供等を総合的に行うとともに、家族がこどもとのよりよい関わり方を学びながら日常の子育ての困り事を解消し、楽しく子育てができるよう家族支援の充実を図ります。
合理的配慮についての啓発、提供	町民課	障がいを理由とする差別の解消の推進に関する意識啓発に努めるとともに、合理的配慮の提供について働きかけます。

2-5 思春期保健対策の充実

■施策の基本方針

学校教育や保健事業等を通じて、思春期における心身の健康に関する正しい知識の普及や生命の大切さ尊さ等を学ぶ機会の充実を図ります。

■具体的な取組

事業名称	担当課	事業内容
性教育の実施	教育委員会 保健推進課	学校教育において児童・生徒の心身の発達における男女の役割と責任を生理学的、倫理学的面から理解し、性に対する健全な知識を培い現代社会にふさわしい性道徳を確立するとともに、生命の大切さ尊さを実感し、将来的な親力の向上につなげるための教育を進めます。保健師や医療機関と連携した教員研修を行い、児童・生徒への指導の充実に努めます。
喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施	教育委員会	学校教育において児童・生徒の心身の発達における健康で安全な生活を送るための基礎を培うため、薬物乱用教室等（喫煙・飲酒含む）を警察や関係機関と連携し開催することで、児童生徒の健康で安全な生活を築こうとする態度の育成に努めます。

2-6 小児医療の充実

■施策の基本方針

こどもの疾病予防・重症化予防に向けた取組を推進するとともに、安心して医療にかかることができる体制の確保及び支援の充実に努めます。

■具体的な取組

事業名称	担当課	事業内容
予防対策事業	保健推進課 教育委員会 国保診療所	感染症の発生及び蔓延予防のため、法で定められた定期の予防接種と保護者の希望で実施する任意の予防接種を行います。 また、小中学校において、学校医による健康診断を行い、病気の予防を図るとともに、保健指導を実施します。
乳幼児等医療費助成事業	保健推進課	乳幼児等の医療費の一部をその保護者に助成することにより、疾病の早期発見と早期治療を促進し、乳幼児等の保健の向上と福祉の増進を図ります。
小児医療体制の確保	国保診療所	関係機関等と連携し、国保診療所における機能・体制の確保に努めます。 また、子育て家庭が安心して医療にかかることができるためのニーズの把握に努めつつ、必要な取組や支援を検討します。

2-7 こども・若者の自殺対策

■施策の基本方針

こども・若者が自殺に追い込まれることのないよう、自殺に関する理解を深めるための取組や生きることへの包括的な支援、自殺対策を支える人材の育成に取り組めます。

■具体的な取組

事業名称	担当課	事業内容
自殺予防・自殺対策に関する啓発・情報提供	町民課 保健推進課	こども・若者の自殺に対する理解を深めるため、パンフレットの配布や広報紙による情報提供、講演会の開催等、様々な機会を通して啓発・周知していきます。
こころの健康の推進（再掲）	保健推進課 町民課	各相談場面でこころの健康に対する相談を実施し、住民のこころの健康の保持増進を図ることができるよう支援していきます。
ゲートキーパー養成講座・研修	町民課 保健推進課	自殺対策を支える人材を育成するため、職員及び民生委員児童委員や町民を対象としたゲートキーパー養成講座・研修等の活動を実施します。

2-8 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

■施策の基本方針

こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、教育の支援や生活の安定に資するための支援等を行います。

■具体的な取組

事業名称	担当課	事業内容
幼児教育・保育の無償化	保育園	3～5歳を対象とした幼児教育・保育の無償化について、引き続き広報等を通じて情報提供し、家庭の経済状況に関わらず必要な幼児教育・保育を受ける機会を提供します。
要保護及び準要保護児童生徒就学援助費	教育委員会	経済的理由により就学することが困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学に必要な援助を行います。
公設学習塾「あすみる」	教育委員会	地域の方（近隣の高校生や大学生）の協力を得ながら、小中学生の「学習の基礎・基本定着」「学習に向かうことの習慣づけ」「学力全体の底上げ」を目的とし、学習環境の充実に努め、児童生徒の目標に応じた学習支援を実施します。

基本目標3 こども・若者の権利擁護と意見の尊重

3-1 児童虐待防止対策の強化

■施策の基本方針

関係機関や庁内関係課との密接な連携のもと、要保護児童対策地域協議会の機能の充実を図るなど、児童虐待の状況に応じた適切な相談対応等を行う体制の強化を進めます。また、妊娠期からの切れ目のない支援や親同士が気軽に参加・交流できる機会の拡充など、様々なアプローチにより社会的孤立を防ぐことで、児童虐待の未然防止と早期支援を図ります。

■具体的な取組

事業名称	担当課	事業内容
虐待予防アセスメント事業	保健推進課 町民課 保育園	「育児困難な状況」及び「虐待の可能性」など援助が必要な家庭の早期発見及び適切な援助体制の構築を図るため、4か月児健診時において、子育てアンケートを活用しながら、健診会場で相談・支援できることについては場面指導するとともに、健診会場では難しい場合には訪問等で対応します。 また、定期的なスクリーニングの結果に基づき、支援内容の検討を行い、母親の育児不安等抱える問題の解消、こどもが健やかに発育、発達できるよう支援します。
児童虐待早期発見事業	保健推進課 町民課 保育園	妊娠届出時から乳幼児健診まで問診項目で生活・子育て環境を把握し、子育て支援の必要な親の早期発見、早期支援を行います。
児童相談に関する体制強化	町民課 他	児童相談体制の充実を図るとともに、関係機関と要保護児童対策地域協議会を確立し、虐待の未然防止・早期発見・アフターケアに至る総合的な支援を進めます。 児童虐待の未然防止・早期発見に努め、必要に応じ要保護児童対策地域協議会を開催し、支援体制等の整備を行うとともに、関係機関への連絡体制等の強化を図ります。
養育支援訪問事業	町民課 他	要保護児童対策地域協議会を開催し、養育支援が特に必要な家庭や児童を把握し、情報共有と必要に応じた支援（訪問）を行います。
児童育成支援拠点事業【新規】（再掲）	町民課	養育環境等に課題を抱える児童等の、家庭や学校以外の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。
こども家庭センターの設置・運営【新規】（再掲）	町民課 保健推進課	子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能は維持した上で、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置・運営を検討します。

3-2 こども・若者の相談窓口の充実

■施策の基本方針

いじめや不登校、児童虐待、犯罪被害、ひきこもり等のほか、こども・若者が悩みや不安について相談できる体制の充実を図るとともに、様々な機会や媒体を通じて、国や道、民間団体等が行っている相談窓口の周知を図ります。

■具体的な取組

事業名称	担当課	事業内容
相談体制の充実	教育委員会	北海道のスクールカウンセラー派遣事業を活用するなど、いじめ・不登校等への対応、児童生徒の問題行動等の防止に向けて相談体制の充実を図ります。
相談窓口の周知	教育委員会 保健推進課 町民課	国や道、民間団体等が行っている相談窓口について、学校や広報誌、リーフレットの配布等を通じて周知します。

3-3 こどもの意見表明権の確保と尊重

■施策の基本方針

様々な機会を通じて、こどもが持つ権利について認識することができる機会を創出するとともに、こどもの意見を聴取し、施策・事業に反映させる仕組みを構築します。また、こどもが自らの意見を持つことができ、うまく表明できるための支援を図ります。

■具体的な取組

事業名称	担当課	事業内容
こどもの権利についての啓発	町民課	こどもの権利に関するポスターやパンフレットなどを活用した啓発活動を実施します。
当事者としてのこどもの意見の尊重	町民課	こどもに関する施策の推進に際し、当事者の意見が反映される仕組みづくりを推進します。計画策定や事業の実施に対し、こどもが参加できるよう取組を進めます。
こどもアドボカシーの推進	町民課	自らの声を表明することが難しい立場や状況にあるこどもの意見を表明できるようサポートする「アドボカシー」について、保護者や教師などこどもに関わる人の理解を促進します。
保育園児における人権意識の醸成	保育園	こどもの人権侵害を未然に防ぎ、こどもの人権を尊重する意識を高めるため、地域の人権擁護委員を招聘し、保育園児を対象とした人権教室を実施します。人権教室においては、紙芝居を用いるなど、いじめ等についてわかりやすく伝えます。

基本目標４ 地域ぐるみでの子育て支援の推進

4-1 地域による子育て支援・見守り活動の推進

■施策の基本方針

地域全体でこどもの健やかな育ちと子育て家庭を支えるまちづくりを推進するため、ファミリー・サポート・センター等の活性化を図るとともに、多様なこども・子育て支援活動を行う団体等の活動を支援します。

■具体的な取組

事業名称	担当課	事業内容
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	町民課	子育ての手助けをして欲しい人、子育てのお手伝いをしたい人、両方を兼ねる人が会員登録し、子育てのサポートを提供する相互活動を行います。 町民や関係機関等と連携しながら、ニーズの把握に努め、活動が必要な場合における実施体制を検討します。
放課後児童健全育成事業（再掲）	教育委員会	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校の児童の健全育成を、登録制により行います。
放課後子ども教室推進事業（再掲）	教育委員会	放課後等に小学校の空き教室等を活用して、こどもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の多様な方々の参画を得て、こどもたちと共にスポーツや文化活動などの様々な体験活動に取り組むなど、放課後におけるこどもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進します。
地域子育て支援拠点事業	保育園	保育園に併設された地域子育て支援センターにおいて、保育園の機能を活用し、家庭内で保育をしている親子を対象として、育児不安等についての相談業務、子育てサークルの育成、子育てサロン、育児講座など、必要に応じた様々な支援活動を実施します。
民生委員・児童委員活動	町民課	地域における身近な相談者として、地域福祉の充実を図るとともに、児童の健全育成や保護を必要とする児童の把握、支援を行います また、児童福祉を専門に担当する主任児童委員と協力し、住民と協働した福祉活動の展開や情報提供を行います 併せて委員活動の充実や資質を高めるための研修を実施します。

4-2 子育て支援ネットワークづくり

■施策の基本方針

子育て家庭の負担感や孤立感の解消を図るため、子育て家庭同士等の交流機会の拡充を図るとともに、自主的なサークル活動等の活性化を支援します。

また、本町における子育て支援の取組状況や課題等を共有し、連携した取組を促進するための機会の拡充を図ります。

■具体的な取組

事業名称	担当課	事業内容
地域子育て支援拠点事業（再掲）	保育園	保育園に併設された地域子育て支援センターにおいて、保育園の機能を活用し、家庭内で保育をしている親子を対象として、育児不安等についての相談業務、子育てサークルの育成、子育てサロン、育児講座など、必要に応じた様々な支援活動を実施します。
子ども・子育て会議の運営	町民課	子ども・子育て会議では新たな子育て支援サービスの事業計画の策定や町の子育て支援に関する事項の調査など、町の子育て支援施策の推進に関与し、行政と一体となって各事業の充実を図ることを目的として会議の運営を行っています。

4-3 家庭や地域の教育力の向上

■施策の基本方針

地域子育て支援センター等において家庭教育に関する相談支援や情報提供を行います。また、地域団体等による活動を通じてこどもの健やかな成長を支援するとともに、地域における学習支援の充実を図ります。

■具体的な取組

事業名称	担当課	事業内容
地域子育て支援拠点事業（再掲）	保育園	保育園に併設された地域子育て支援センターにおいて、保育園の機能を活用し、家庭内で保育をしている親子を対象として、育児不安等についての相談業務、子育てサークルの育成、子育てサロン、親子あそびの広場など、必要に応じた様々な支援活動を実施します。
子育て情報の提供（再掲）	保育園	子育て支援センターの活動の様子や、子育てに関する情報を町内回覧にて提供します。
スポーツ少年団指導者講習会のPR・勧奨（再掲）	教育委員会	（財）日本スポーツ協会等主催の講習会の案内を関係団体（スポーツ協会加盟団体・スポーツ少年団等）に流すなどのPRや資格取得の勧奨を行っており、広い分野の指導者の充実に努めます。
公設学習塾「あすみる」（再掲）	教育委員会	地域の方（近隣の高校生や大学生）の協力を得ながら、小中学生の「学習の基礎・基本定着」「学習に向かうことの習慣づけ」「学力全体の底上げ」を目的とし、学習環境の充実に努め、児童生徒の目標に応じた学習支援を実施します。

基本目標5 安全安心で子育てしやすい環境の整備

5-1 こどもの交通安全の確保

■施策の基本方針

各種教室等を通じて交通安全意識の醸成を図るとともに、安全な道路交通環境の整備を推進します。

■具体的な取組

事業名称	担当課	事業内容
交通安全教室	町民課	こどもを対象として、警察署、学校等関係団体等と連携した協力により、ダミーや自転車を使った参加・体験・実践型の交通安全教室を行い、内容の充実に努めます。
こぐまクラブ活動	保育園 町民課	保育園児、親子を対象として、保育園父母の会が主催となり警察署、地域の交通安全指導員、町民課と連携し年6回の親子交通安全教室を行います。 また、こどもが安全に必要な基本的習慣や態度を身につけるよう努めます。
チャイルドシートの貸出事業	保育園	保育園において、希望する保護者に対してチャイルドシートの無料貸出を行います。
安全な道路交通環境整備	町民課 建設課	こどもやこども連れの保護者等が安全に、安心して歩くことができるような道路交通環境を確保するため、生活道路の整備を図ります。

5-2 こどもを犯罪被害等から守るための活動の推進

■施策の基本方針

防犯に関する意識啓発や知識の普及を図るとともに、地域団体による見守り・パトロール活動の促進や防犯カメラの設置促進など、犯罪を抑制するための環境づくりを推進します。

■具体的な取組

事業名称	担当課	事業内容
地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業（スクールガード）	教育委員会	こどもの見守り活動として、スクールガードの活動を軸に通学路等のパトロール、不審者情報の配信等を行い、犯罪抑制効果を高め、地域全体でこどもを見守る安心安全な地域づくりを推進します。
街路灯の新設・敷設替の支援・管理	町民課 建設課 商工観光課	町内会等の街路灯の新設、敷設替及び維持補修に対する支援と町公設街路灯の維持管理を行っており、夜間における町民の交通安全と防犯に努めます。 また、地域の要望により新設・補修等を行い、地域の安全を確保します。
防犯ステーション	町民課	不審者から声をかけられたりした場合等、こどもがかげこむことができる「防犯ステーション」の登録促進及び周知を進めます。

事業名称	担当課	事業内容
防犯啓発活動	町民課 教育委員会	関係機関と連携をして町内に悪質訪問販売防止ステッカー、防犯旗掲揚、全戸に啓発チラシを配布するとともに、天塩警察署をはじめ管内の自治体と関係機関と連携し啓発活動を進めます。 また、青色防犯パトロール等による定期的な町内巡回を行い、啓発活動を進めます。
通学路安全推進事業	教育委員会 町民課	スクールガードによる見守り・下校指導や定期的な青色防犯パトロールに加え、児童が多く利用する道路や人目が少ない場所を中心に、さらなる通学路の安全対策として、防犯カメラの設置などで不審者の犯罪抑止効果を高めます。
有害環境対策	教育委員会	有害図書等児童・生徒に悪影響を及ぼすと思われる有害な環境がなくなるよう関係業界に働きかけていきます。
SNS・有害サイト等における犯罪被害の防止及び啓発	教育委員会	管内のネットパトロール講習会等で教職員等の指導養成を行うほか、保護者向けの講習会を実施し、啓発活動の推進を図ります。また、SNS や有害サイトに関する情報提供や啓発リーフレットにより普及啓発を図ります。

5-3 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発

■施策の基本方針

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、事業主や町民に対し、子育て支援や働き方の見直しへの意識啓発、家庭等における男女共同参画の推進を図ります。また、多様な働き方に対応した保育サービスの充実を図ります。

■具体的な取組

事業名称	担当課	事業内容
企業・事業所等に対する情報提供・啓発	町民課 教育委員会	子育て家庭の保護者等を雇用する事業主や関係団体等に対し、育児休業制度や短時間勤務制度など、仕事と生活の調和の実現に向けた各種法令・制度の周知を図ります。
家庭等における男女共同参画の推進	町民課 教育委員会	家庭等において共に協力し合い、子育てに向き合うことができるよう、男女を問わず仕事と子育ての両立が可能な働き方の見直しに向けた意識啓発を図ります。 また、男性の家事・育児の実践に向けた各種教室や体験機会の充実等の取組を推進します。
放課後児童健全育成事業（再掲）	教育委員会	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校の児童の健全育成を、登録制により行います。
常設保育園事業（再掲）	保育園	保護者の労働又は疾病などの理由により保育の必要な児童の保育を行います。 また、保育士等の資質を向上させ、保育環境の充実を図るため、研修会等の実施を進めます。
延長保育事業（再掲）	保育園	ニーズ調査では、閉所時間の延長希望者がいることから、延長保育事業を保護者の就労形態に対応するよう実施します。

5-4 若者の就労・結婚支援と移住・定住の促進

■施策の基本方針

経済的に不安がなく、将来への希望をもって生活できるよう、若者の就労を支援するとともに、希望する結婚・妊娠を支援します。また、少子化対策として、本町の魅力を発信しつつ、若者や子育て世帯が暮らしやすい居住環境の整備等を推進し、移住・定住を促進します。

■具体的な取組

事業名称	担当課	事業内容
新規担い手の確保と就業支援	農林水産課 農業委員会	一次産業の新規担い手を目指す若者等を確保するため、専修大学・高校への訪問活動や就業フェアでのPR活動を推進します。 就業希望者へは、就業相談や研修支援制度により就業実現に向けてのサポートを行い、就業後も各種支援金制度により新規就業者の経営の安定化を目指します。
起業支援・立地促進	商工観光課	商店の維持と活性化に向けて、空き店舗等を活用した創業希望者マッチングに向けた取組を推進します。
新しい働き方や就労環境の整備	総務課 商工観光課	テレワークやワーケーションなどの新しい働き方や、都市と地方に生活拠点を持つ二地域居住など多様なライフスタイルが実現できる情報通信・就労環境の整備を推進します。
保育職員人材確保事業（再掲）	保育園	保育士人材確保のため、保育士を目指す者に対して「豊富町人材確保条例」に基づいた就学資金等の貸付を実施します。
出会い・交流の場づくり	農業委員会	結婚の機会につながる出会いの場の創出に向けて、時代に合った仕組みなどを通じて、官民共同による交流の場づくりを推進します。
結婚新生活支援補助金交付事業	町民課	経済的理由により結婚に踏み出せない者に、結婚に伴う新生活に係る経費を支援することにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、住宅費、引っ越し費用及び住宅リフォーム費の一部を補助します。
不妊治療・不育治療費の助成（再掲）	保健推進課	経済的負担が重いことから、十分な不妊・不育治療を受けることができず、こどもを持つことを諦めざるを得ない状況にある方も少なくないことに鑑み、申請に基づき費用の助成をします。
子育て世帯等に関する住宅支援	建設課	子育て世帯が暮らしやすい公営住宅の整備を推進するとともに、優先入居による住宅支援を実施します。
空き家の活用	町民課 建設課 総務課	空き家バンクや空き家リフォームなど、今ある住宅の維持に向けた支援を計画的に進め、まちで暮らし続けるための住環境を確保するとともに、移住希望を叶えるため、空き家や空き地の利活用による移住・定住を推進します。
都市圏大学等との交流、提携	総務課 農林水産課	まちの魅力を多方面に発信するとともに、首都圏など様々な地域の大学等との農業体験実習交流会を実施するなど、継続的なつながりを持つ取組を進め、まちへの新しいひとの流れをつくります。

第7章 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

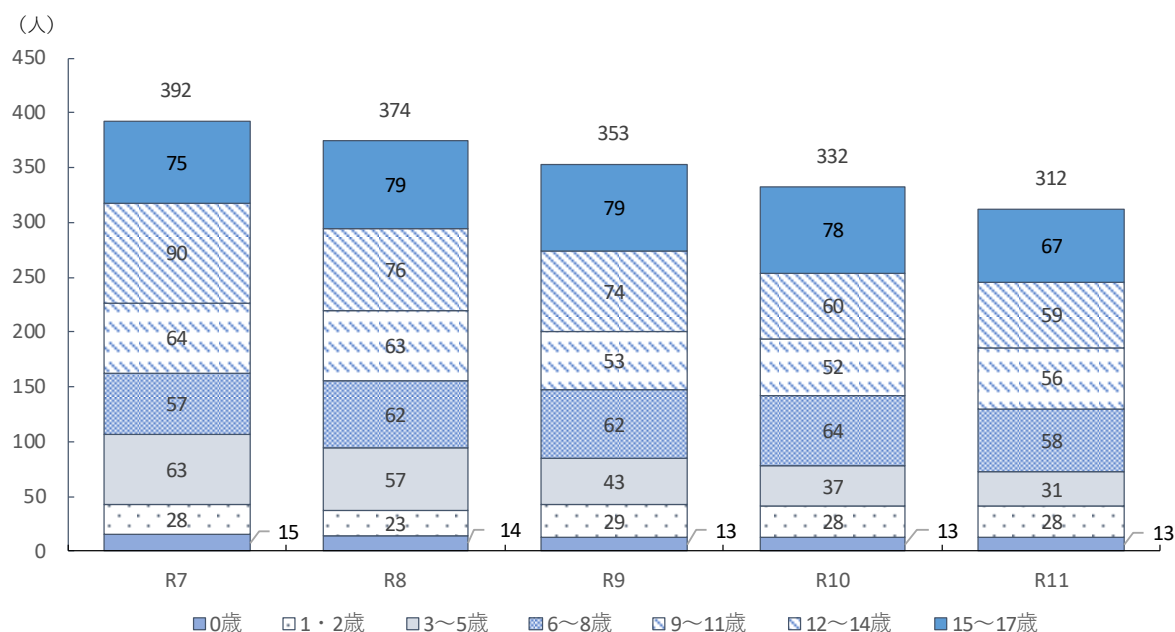
教育・保育提供区域とは、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件等を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定め、地域型保育事業等の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定するものです。

本町においては、地理的状況及び供給体制の整備状況等を踏まえ、町全域を1つの提供区域と定めることとします。

2 児童数の推計

量の見込みの算出の基となる児童数の推計は、令和2年から令和6年の各年4月1日の実績値を基に、性別・1歳階級別コーホート変化率法^(※)により推計しています。

計画期間における推計結果は、以下の通りです。



(※) コーホート変化率法：同時期に生まれた集団の一定期間の人口増減から変化率を算出し、その率が将来も維持されるものと仮定して推計する方法です。0歳のこども人口は、こども女性比（25歳～39歳女性数と0歳人口の比率）を将来の25歳～39歳女性人口に乗じて算出しています。

3 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

(1) 量の見込みと確保方策

教育・保育施設（保育所等）について、これまでの利用実績や児童数の推計等を勘案し、計画期間における量の見込み（必要利用定員総数）を算出するとともに、教育・保育施設による確保方策（定員数）を設定します。

量の見込みと確保方策は、認定区分ごとに設定することとなっています。

■認定区分

保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（こどもの認定区分）し、その上で施設型給付を行います。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	幼児期の学校教育 (教育標準時間認定)	主に幼稚園に該当
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり (保育認定)	主に保育所、 認定こども園に該当
3号認定	0～2歳	保育の必要性あり (保育認定)	保育所 認定こども園、 地域型保育に該当

施設型給付＝保護者本人への給付でなく、幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）を通じた共通の給付が行われること。

[現状と課題]

本町には、現在、公立保育所（豊富保育園）が1か所設置されています。定員120人に対し、令和6年4月1日現在で75人（0歳0人、1-2歳16人、3-5歳59人）が利用しています。0歳については、年度途中からの入園もあり、令和6年12月には2人となっています。

母親の労働力率は上昇してきていますが、児童数は減少傾向にあり、利用者数は令和3年以降、概ね横ばいで推移しています。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数		93人	72人	75人	79人	75人
	0歳	0人	2人	0人	1人	0人
	1-2歳	21人	15人	18人	18人	16人
	3-5歳	72人	55人	57人	60人	59人

※各年度4月1日現在

[今後の方向性]

保育士を確保しながら提供体制の確保を図ります。0歳児については、年度末において6人まで受け入れることのできる体制とします。

なお、本町に幼稚園がないため、1号認定は見込まないこととします。

■3号認定（0歳）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（a）	6人	6人	6人	6人	6人
確保方策（b）	6人	6人	6人	6人	6人
過不足（b-a）	0人	0人	0人	0人	0人

■3号認定（1歳）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（a）	4人	7人	7人	7人	7人
確保方策（b）	5人	7人	7人	7人	7人
過不足（b-a）	1人	0人	0人	0人	0人

■3号認定（2歳）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（a）	9人	4人	7人	7人	7人
確保方策（b）	15人	13人	13人	13人	13人
過不足（b-a）	6人	9人	6人	6人	6人

■1号認定、2号認定（3～5歳）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（a）	62人	56人	43人	37人	31人
1号認定	—	—	—	—	—
2号認定	62人	56人	43人	37人	31人
確保方策（b）	62人	62人	62人	62人	62人
過不足（b-a）	0人	6人	19人	25人	31人



(2) 教育・保育施設の質の向上

[現状と課題]

一人ひとりのこどもの健やかな育ちを保障していくためには、施設設備等の良質な環境の確保と保育士をはじめ、こどもの育ちを支援する者の資質及び専門性の向上が重要です。

保育士不足は全国的な課題ではありますが、こどもの安全確保やきめ細かな対応、保育士の負担軽減のためにも、保育士を確保していくための取組に力を入れていく必要があります。

[今後の方向性]

引き続き、研修等を通じた保育士の資質及び専門性の向上と安全な保育環境の維持に努めるとともに、処遇改善や働きやすい環境づくり等に努めるなど、保育士確保に向けた取組を推進します。

(3) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

[現状と課題]

現在、0歳児の年度途中の受け入れを行っているほか、育休を取得している保護者の継続利用も認めています。引き続き、就労意向の高まりに対応した受入れ体制の確保を図っていく必要があります。

[今後の方向性]

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に保育園を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、年度途中での円滑な入園が可能な提供体制の確保に努めます。

(4) 認定こども園の整備に対する考え方

[現状と課題]

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟にこどもを受け入れることができる施設です。本町には現在、幼稚園がないため、3歳児以降で入園を希望するこどもはすべて豊富保育園にて受け入れ、保育所保育指針に基づいた幼児教育を進めています。

[今後の方向性]

認定こども園に対するニーズや移行のメリット・デメリット、体制等を確認し検討していきます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

[現状と課題]

本町では、子育て支援センターにおいて、こども・子育て支援に関する様々な情報の提供や相談に応じています。未就園児の減少に伴い、相談先としての利用意向は減少傾向にありますが、気軽に相談できる窓口としてのさらなる周知と機能強化を図っていく必要があります。

[今後の方向性]

引き続き、子育て支援センターにて実施し、特に転入者への情報提供に努め、子育ての孤立の防止を図ります。また、今後こども家庭センターの設置を検討していく予定とし、妊娠期・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の充実に努めます。

(2) 時間外保育事業（延長保育）

通常の開所時間（11 時間）を超えて保育を行う事業です。

[現状と課題]

現在、豊富保育園では、7 時 30 分から 18 時 30 分までの 11 時間開所しています。主に保育短時間認定者が利用していますが、フルタイム勤務の増加に伴い、利用者数は減少しています。

[今後の方向性]

今後も利用ニーズに対応した体制を確保します。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	10 人	9 人	7 人	7 人	6 人
確保方策	10 人	9 人	7 人	7 人	6 人

(3) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労などで昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の修了後における適切な遊びの場及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図る事業です。

[現状と課題]

本町では、長年「学童保育親の会」が主体となって実施していた学童保育を令和3年度より公設公営で実施しています。通常保育のほかに、一時利用や長期休暇中のみの利用登録も受け付けています。実施主体の変更後も安定的な運営を図っていく必要があります。

[今後の方向性]

引き続き、定住支援センターにおいて実施し、利用ニーズに応じた体制を確保し、安定的な運営を図ります。

また、地域住民の協力を得ながら、文化・スポーツ・学習などの多様な活動機会を提供する「放課後子ども教室チャレンジくらぶ」との連携、一体的な実施を推進します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	40人	40人	40人	40人	40人
1年生	6人	3人	9人	6人	6人
2年生	10人	6人	3人	9人	6人
3年生	6人	10人	6人	3人	9人
4年生	6人	6人	10人	6人	3人
5年生	9人	6人	6人	10人	6人
6年生	3人	9人	6人	6人	10人
確保方策	40人	40人	40人	40人	40人



(4) 子育て短期支援事業

保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設又は乳児院においてこどもを一定期間（原則として7日以内）一時的に預かるサービスです。

[現状と課題]

現在、本町では実施しておらず、また、受け皿となる施設等ありませんが、利用の必要性や要望があった場合は検討します。

[今後の方向性]

本計画においては利用を見込みませんが、利用の必要性があった場合は、関係機関、近隣自治体等と連携しながら実施することとします。

(5) 乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業

生後3か月までの乳幼児がいる家庭を保健師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境を把握し、支援を行う事業です。

[現状と課題]

出生された全家庭を対象に訪問による支援を実施しています。里帰り出産の場合は、帰町後訪問による支援を実施しています。

[今後の方向性]

引き続き、生後3か月までの全家庭に訪問できる体制を確保します。また、保護者の様々な悩みや育児不安を把握し、保護者が育児を継続していけるよう切れ目のない支援につなげていきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	15人	14人	13人	13人	13人
確保方策	15人	14人	13人	13人	13人

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援を行う事業です。

[現状と課題]

本町では、関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会を設置し、様々な機会を通じて養育に支援が必要な家庭や児童の状況を把握し、必要に応じた支援を行っています。主にケース検討での開催となっており、平時から関係機関の情報共有を図っていく必要があります。

[今後の方向性]

引き続き、母子保健事業等を通じて養育に支援が必要な家庭の状況把握に努め、また、要保護児童対策地域協議会での対応を行うとともに、平時からの関係機関との情報共有の場を設け、必要に応じて多職種が連携し、訪問支援を行います。

(7) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

[現状と課題]

子育て支援センターにおいて、保育園機能を活用しながら、育児不安等の相談や子育てサークルの育成、子育てサロン、育児講座等の子育て支援を行っています。保育所利用者数の増加に伴い、参加者が減少してきています。

[今後の方向性]

事業内容等を周知しながら、気軽に参加できる環境づくりと支援活動の充実に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,086 人回	1,064 人回	1,011 人回	930 人回	828 人回
確保方策	1,086 人回	1,064 人回	1,011 人回	930 人回	828 人回

(8) 一時預かり事業

保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により家庭での保育が困難な場合に、一時的に保育園に預けることができる事業です。

[現状と課題]

保育所利用者の増加に伴い、利用者数は減少していますが、ニーズに応じた提供体制を確保しています。

[今後の方向性]

引き続き、利用ニーズに応じた受け入れ体制を確保します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	607 人日	595 人日	565 人日	520 人日	463 人日
確保方策	607 人日	595 人日	565 人日	520 人日	463 人日

(9) 病児・病後児保育事業

病気にかかっていたり、回復しつつあるこどもを医療機関や保育施設に付設の専用スペースで看護師等が一時的に預かる事業です。

[現状と課題]

本町では現在、実施していませんが、仕事と子育ての両立を支援するためにも、検討の必要があります。

[今後の方向性]

的確なニーズの把握も含めて、検討をします。



(10) 妊婦健診事業

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。

[現状と課題]

妊娠届のあった全員に対して妊婦健診受診票を交付しています。妊婦一般健診受診票 14 回分、超音波検査受診票 11 回分に加え、産後 2 週間及び 1 か月健診分も発行し公費負担しています。

[今後の方向性]

引き続き、妊産婦が安心して受診し、専門医からの適切な指導を受けることで、妊産婦の健康の保持増進を図ります。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	14 人	13 人	13 人	13 人	13 人
確保方策	14 人	13 人	13 人	13 人	13 人

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育ての手助けをして欲しい人、子育てのお手伝いをしたい人、両方を兼ねる人に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行う事業です。

[現状と課題]

令和 5 年度より実施しています。事業の周知及び提供会員の確保を進め、利用促進を図っていく必要があります。

[今後の方向性]

事業の周知及び提供会員の確保を図りながら利用を促進し、必要な時に利用できる体制を確保します。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	90 件	87 件	79 件	77 件	73 件
確保方策	90 件	87 件	79 件	77 件	73 件



(12) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保育園等に対して保護者が支払うべき副食費、行事費や教材費等の助成を行う事業です。

〔現状と課題〕

本町では現在、実施していません。

〔今後の方向性〕

本計画においては実施を予定しませんが、利用の必要性があった場合は実施を検討します。

(13) 多様な主体の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

〔現状と課題〕

本町では現在、実施していません。

〔今後の方向性〕

対象となる事業者がないため実施を見込みませんが、今後、事業環境の変化等により必要と判断する場合には実施を検討します。

(14) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談の実施等により、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

〔現状と課題〕

法改正により新たに地域支援事業として位置づけられた事業です。本町では実施しておらず、ニーズを把握しつつ、実施体制を検討していく必要があります。

〔今後の方向性〕

本計画においては利用を見込みませんが、利用の必要性があった場合は実施を検討します。

(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労要件などを問わず6か月から満3歳未満の保育所等に通っていないこどもを保育所等の施設に通わせることができる制度を実施し、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者に対して情報提供・助言等の援助を行う事業です。

[現状と課題]

令和6年度から試行的に開始されている事業ですが、本町では実施していません。

[今後の方向性]

令和8年度からの本格実施に向けて、ニーズを把握しつつ、事業の課題を整理し、必要な提供体制の確保に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	—	3人	3人	3人	3人
0歳	—	1人	1人	1人	1人
1歳	—	1人	1人	1人	1人
2歳	—	1人	1人	1人	1人
確保方策	—	3人	3人	3人	3人

(16) 産後ケア事業

産後の母子の心身の健康を支え、育児の不安を軽減するため、母親の身体的回復を支援するケア、授乳指導や育児相談等を実施する事業です。

[現状と課題]

令和6年度から実施しています。

[今後の方向性]

母子の心身の健康の維持・向上や育児不安の軽減に向けて、事業の周知及び利用促進を図ります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	8人	8人	8人	8人	8人
確保方策	8人	8人	8人	8人	8人



(17) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

【現状と課題】

児童福祉法の改正により新たに創設された事業です。「養育支援訪問事業」の枠組みで対応しています。

【今後の方向性】

対象となる児童の実態把握に努めつつ、事業の必要性及び実施について検討します。

(18) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

【現状と課題】

児童福祉法の改正により新たに創設された事業です。

【今後の方向性】

対象となる児童の実態把握に努めるとともに、必要に応じて事業の運営方法、実施内容等、提供体制の検討を進めていきます。

(19) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施する事業です。

【現状と課題】

児童福祉法の改正により新たに創設された事業です。

【今後の方向性】

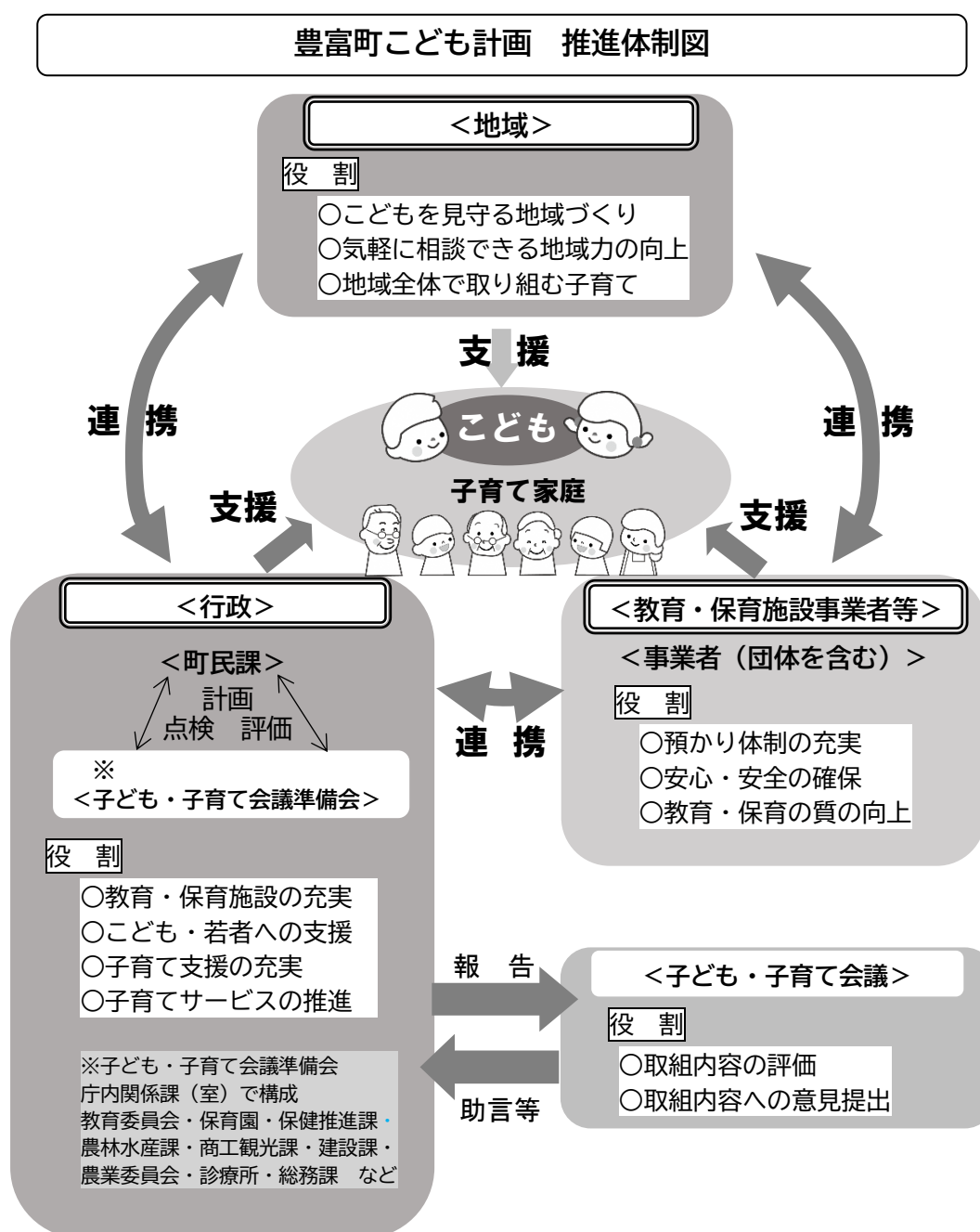
対象となる児童の実態把握に努めつつ、事業の必要性及び実施について検討します。

第8章 計画の推進

(1) 関係機関等との連携

本町では、こども施策・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、全庁をあげてこども・子育て支援に取り組めます。

また、複雑な申請手続きや相談窓口などを明確にするため、こどもに関する窓口を設置し、関係機関との連携と本計画の推進を図ります。



(2) こども・若者の意見の政策反映

こども基本法の第11条において、国や地方公共団体は、こども施策を策定、実施、評価するとき、こども・若者、子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置を講ずることが義務付けられています。

こども・若者の意見を聴くことは、より実効性のある施策の実現や、こども・若者の自己肯定感や自己有用感の向上につながることから、重要な取組です。

本町においても、こども・若者の意見を聴く取組を実施し、こども・若者の意見を反映した施策の推進を図ります。



意見反映プロセスの全体像の例

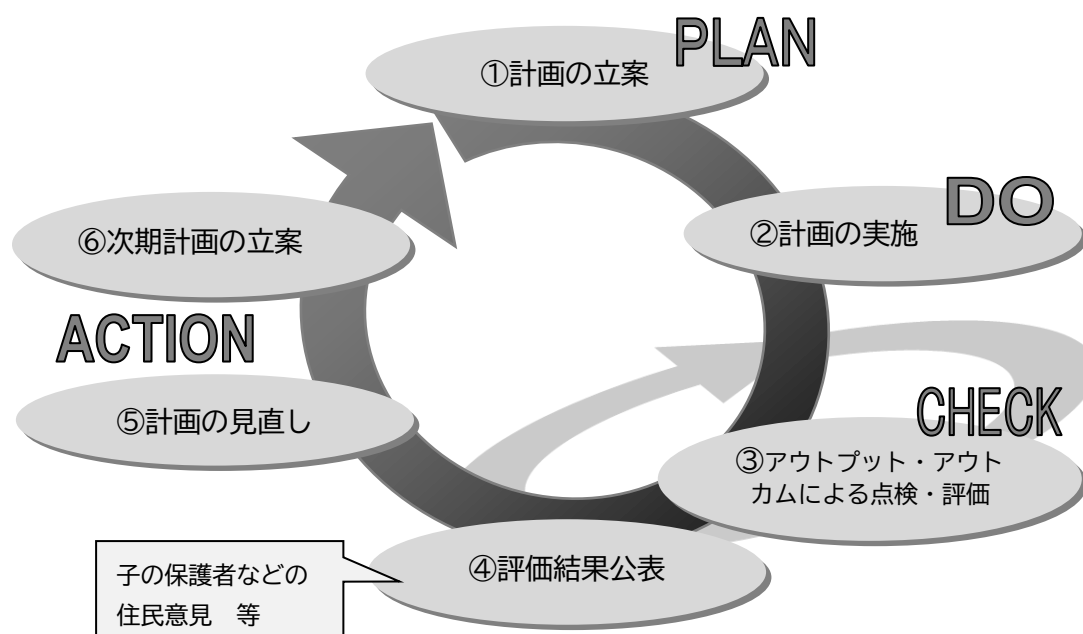
- 企画
 - ・意見を聴く対象を検討する
 - ・テーマを設定する
 - ・安心・安全を確保する
 - ・実施体制を作る
- 事前準備
 - ・行政職員の準備をする
 - ・こども・若者の意見表明の準備をサポートする
- 意見を聴く
 - ・聴く側の姿勢や体制を整え、意見を伝えやすい工夫や配慮を行う
 - ・意見を表明する選択肢を用意する振り返りをする
- 反映
 - ・聴いた意見を受け止めどう反映するか検討する
- フィードバック
 - ・聴いた意見がどのように扱われたのか説明する

出典：こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン（こども家庭庁）より一部加工

(3) 計画の達成状況の点検・評価

個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていきます。

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。



本計画は、豊富町子ども・子育て会議等を活用し、年度点検評価・公表します。

ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。また、あらゆる機会に住民意見を把握し、利用者目線を生かした施策・事業の推進を図ります。

資料編

資料1 施策一覧

資料2 用語解説

資料3 計画策定組織について

資料編

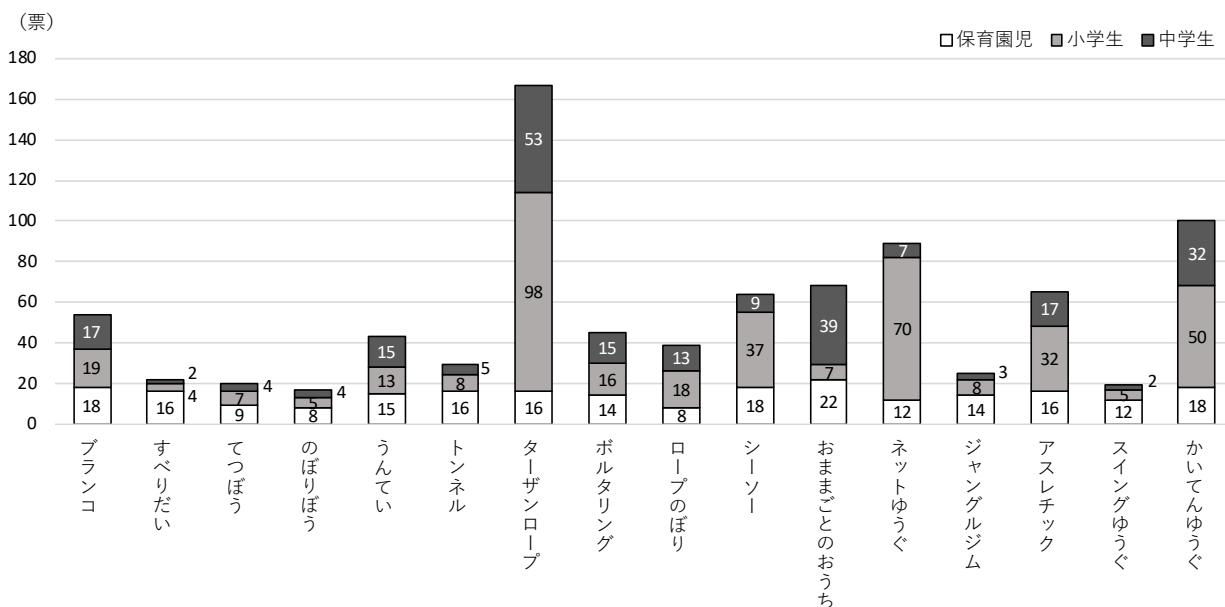
資料1 遊具設置に関するこどもアンケート調査の結果

遊び場の整備にあたり、主な利用者であるこども（保育園児、小学生、中学生）を対象に、あるといい遊具をうかがうアンケート調査を実施しました。

全体の回答では、「ターザンロープ」が167票と最も多く、次いで「かいてんゆうぐ」（100票）、「ネットゆうぐ」（89票）が多くなっています。

保育園児・小学生・中学生でそれぞれ最も多いものは、保育園は「おままごとのうち」（22票）」、小学生は「ターザンロープ（98票）」、中学生は「ターザンロープ（53票）」となっています。

■各施設結果の合計



資料2 施策一覧

教育・保育	内 容
1号認定	満3歳以上で、幼稚園での教育を希望。
2号認定	満3歳以上で、保育所、認定こども園での保育を希望。
3号認定	満3歳未満で、保育所、認定こども園等での利用を希望。
子ども・子育て支援事業	内 容
利用者支援事業	子どもの親又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等をする事業。
時間外保育事業（延長保育）	保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育の時間を超えて保育を実施する事業。
放課後児童健全育成事業	学童保育所。共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業。
子育て短期支援事業	ショートステイ。保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業。
乳児家庭全戸訪問 （こんにちは赤ちゃん）事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師及び助産師のほか、必要に応じて管理栄養士・保育士が訪問し、育児の悩みに関する助言、子育て支援に関する情報提供などを行う事業。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）をする事業。
地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター）	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等をする事業。
一時預かり事業	保護者の疾病等によって、家庭での保育が一時的に困難な場合に、保育所などにおいて保育する事業。
病児・病後児保育事業	保育が必要な乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の専用スペース等で一時的に保育する事業。
妊婦健診事業	妊娠中の母親の健康状態やおなかの赤ちゃんの発育状況などを定期的に確認するため、基本健診14回を公費負担する事業。
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業。

子ども・子育て支援事業	内 容
実費徴収にかかる補足給付を行う事業	世帯の所得の状況等を勘案して、教育・保育施設の通園に必要な「実費徴収に係る費用」の全部又は一部を助成する事業。
多様な主体の参入促進・能力活用事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。
妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対して面談の実施等により、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業。
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	保護者の就労要件などを問わず6か月から満3歳未満の保育所等に通っていないこどもを保育所等の施設に通わせることができる制度を実施し、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者に対して情報提供・助言等の援助を行う事業。
産後ケア事業	産後の母子の心身の健康を支え、育児の不安を軽減するため、母親の身体的回復を支援するケア、授乳指導や育児相談等を実施する事業。
子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業。
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業。
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施する事業。

資料3 用語解説

用語	意味
市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる（法第61条）。
市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	子ども・子育て支援法第72条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他の合議制の機関」をいう。本会議は、市町村長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第138条の4第3項で定める市町村長の付属機関）。
子ども・子育て支援	すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（法第7条）。
教育・保育施設	「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう（法第7条）。
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない（法第27条）。
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業（法第7条）。 ・小規模保育：主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業（法第7条）。 ・家庭的保育：主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅又はその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業（法第7条）。 ・居宅訪問型保育：主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業（法第7条）。 ・事業所内保育：主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業（法第7条）。

用語	意味
保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み（法第20条）。 【参考】認定区分 ・1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども ・2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども） ・3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業（法第59条）。
量の見込み	「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「二歳量の見込み」を推計すること。
確保方策	各年度の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに対する提供体制の確保の内容及び実施時期を示すもの。
教育・保育	6歳未満の乳幼児への就学前の早期教育又は養護し教育することをいう。
保育（ほいく）	乳幼児を適切な環境のもとで健康・安全で安定感をもって活動できるように養護するとともに、その心身を健全に発達するように教育することをいう。 基本的に、乳幼児（つまり乳児および幼児）を養護し教育することであり、養護と教育が一体となった概念を指している。
乳幼児（にゅうようじ）	乳児と幼児を合わせた呼び名。乳児は児童福祉法では、生後0日から満1歳未満までの子をいい、幼児は、満1歳から小学校就学までの子どものことをいう。
幼稚園	3～6歳までの幼児を対象とした学校の一つ。

用語	意味
保育所	0歳(産後57日目)～18歳までの児童を対象とした託児所(0～6歳までが多い)。 ※労働基準法による産後休暇：産後8週間＝56日 保育所における保育の内容については、厚生労働省の定める保育所保育指針に規定されている。これは、文部科学省が定める幼稚園教育要領と内容の整合性が図られており、就学前教育として保育園と幼稚園は同じ目標を持つ。
ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。
医療的ケア	日常生活及び社会生活を営むために、人工呼吸器による呼吸管理、痰の吸引や経管栄養など、恒常的に必要とされる医療的な生活援助行為のこと。
アセスメント	対象を客観的に評価・分析すること。
アウトリーチ	積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけ、さまざまな形で、必要な人に必要なサービスと情報を届けること。
ロールプレイ	実際の場面を想定し、自分の役割を演じて学ぶ方法。

資料4 計画策定組織について

子ども・子育て会議委員一覧（令和6年度）

黒木 敏郎	豊富町校長会	学識経験者
田丸 和喜	豊富町社会教育委員委員長	学識経験者(会長)
水戸部 成則	豊富町教育委員会職務代理者	学識経験者(副会長)
水戸部 輝美	民生児童委員協議会主任児童委員	関係団体
打田 剛志	豊富保育園父母の会会長	関係団体
三國 道	豊富町PTA連合会会長	関係団体
立山 正章	豊富町学童保育親の会会長	関係団体
泉 由佳	豊富町役場保健推進課保健予防係主任保健師	事業従事者
大場 映恋	豊富保育園保育士	事業従事者
中野 宏美	保護者代表	保護者代表
美馬本 樹里	保護者代表	保護者代表
松本 美穂	一般公募委員	一般公募
佐藤 由華理	一般公募委員	一般公募

子ども・子育て会議開催

〈令和6年度〉

*第1回 令和6年6月19日 *第2回 令和6年7月3日 *第3回 令和6年10月4日

*第4回 令和6年12月20日 *第5回 令和7年2月28日 *第6回 令和7年3月17日

子ども・子育て会議準備会委員一覧（令和6年度）

氏 名	所 属
山 内 高 広	総務課地域振興室長
石 川 博 章	教育委員会教育次長
佐 々 木 功	教育委員会次長補佐
高 崎 敏 弥	教育委員会総務学校係長
泊 直 人	教育委員会社会教育係主査
井 上 具 則	保育園長
和 泉 雅 子	保育園係長(保育士)
小 泉 貴 裕	保健推進課長
高 橋 保 典	保健推進課長補佐
鈴 木 裕 子	保健推進課保険給付係長
能 登 屋 仁 美	保健推進課保健予防係長(保健師)
松 永 理 菜	保健推進課保健予防係保健師
四 ツ 辻 悠 衣	保健推進課保健予防係保健師
穴 戸 く る み	保健推進課保健予防係保健師
山 田 佳 枝	保健推進課保健予防係主任管理栄養士

子ども・子育て会議事務局一覧（令和6年度）

氏 名	所 属
鈴 木 充	町民課長
山 田 和 孝	町民課参事
小 松 睦 美	町民課子ども係長(保育士)
鈴 木 晴 香	町民課子ども係主任保健師
黒 木 琴 海	町民課子ども係主事補
高 橋 里 奈	町民課社会福祉係兼子ども係主査



豊富町

豊富町子ども計画

令和 7 年 4 月

発行 豊富町

編集 豊富町町民課子ども係

〒098-4110 住所：北海道天塩郡豊富町大通 6 丁目

TEL 0162-73-1036 FAX 0162-82-2806

ホームページ <http://www.town.toyotomi.hokkaido.jp/>